

平成 25 年度

年 次 報 告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

平成 25 年度 原子力規制委員会 年次報告

目 次

第 1 章 総論	1
第 1 節 原子力規制委員会の組織	1
第 2 節 平成 25 年度の主な活動	4
第 2 章 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組	6
第 1 節 原子力規制委員会の体制強化	6
第 2 節 透明性・中立性の確保	8
第 3 節 人材の確保・専門性の向上	11
第 4 節 国際機関及び諸外国との連携・協力	13
第 5 節 原子力施設安全情報に係る申告制度	19
第 3 章 原子力施設等の安全確保に向けた取組	20
第 1 節 東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対応	20
第 2 節 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリング	31
第 3 節 原子炉等規制法に基づく規制基準等の見直し	33
第 4 節 適合性審査の実施	40
第 5 節 原子力発電所敷地内破砕帯の調査	45
第 6 節 全国の原子力施設の検査等の状況	48
第 7 節 放射性同位元素等による放射線障害防止	52
第 8 節 原子力安全研究の推進等	54
第 4 章 危機管理体制の整備のための取組	55
第 1 節 原子力災害対策の体制整備	55
第 2 節 緊急時対応への取組	58
第 3 節 環境モニタリング	60
第 4 節 事故・故障等	62
第 5 章 核セキュリティ及び保障措置に係る取組	66
第 1 節 核セキュリティに係る取組	66
第 2 節 保障措置に係る取組	69
付章 平成 25 年度の活動実績（資料）	70
第 1 節 原子力規制委員会の業務の基本方針及び関係独立行政法人	70
第 2 節 原子力規制委員会の開催実績	72
第 3 節 各種検討会合等の活動	83
第 4 節 主な原子力施設の状況	101

第1章 総論

第1節 原子力規制委員会の組織

1. 原子力規制委員会の所掌事務

原子力規制委員会は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。）の重大事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、平成 24 年 9 月に設置された。平成 25 年 4 月より、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての事務も担っている。また、平成 26 年 3 月 1 日には、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「原子力安全基盤機構」という。）が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管された。

表 1 原子力規制委員会の主な所掌事務

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 原子力利用における安全の確保（原子力に係る事業・施設、核燃料物質等の使用等に関する規制）(2) 核物質防護（核セキュリティ）に関する規制、関係省庁の事務の調整(3) 放射線モニタリングに関する関係省庁の事務の調整(4) 原子力利用における安全の確保に関する人材育成(5) 原子炉の運転等に起因する事故やその被害の原因究明(6) 原子力災害対策指針の策定等(7) 国際約束に基づく保障措置に関する規制(8) 放射線による障害の防止（放射性同位元素等の規制）(9) 放射線モニタリングの実施 <p>※(7)～(9)の事務は平成 25 年 4 月から所掌している。</p> |
|---|

2. 委員長・委員

原子力規制委員会は、委員長及び4人の委員から構成される（表2）。平成25年度中、原子力規制委員会を47回開催し、必要な審議、評価、決定等を行った。（なお、以下、定例会議及び臨時会議を「委員会」と記述する。）

表2 委員長・委員の任期（平成26年3月31日現在）

		任期
委員長	田中 俊一	5年
委員（委員長代理）	島崎 邦彦	2年
委員	更田 豊志	3年
委員	中村 佳代子	3年
委員	大島 賢三	2年

3. 原子力規制庁の組織

原子力規制委員会の事務局機能は原子力規制庁が、人材育成・研修機能は原子力安全人材育成センター（施設等機関）が担う。平成26年3月現在の定員は1,025名、25年度予算は63,273*百万円（補正後）である（なお、内閣府においては別途、原子力防災関連予算33,766*百万円（補正後）が計上されている）。（表3、図1参照）

表3 原子力規制委員会の平成25年度予算（補正後）の内訳
（百万円）

	平成25年度 予算額（補正後）
一般会計	9,066
エネルギー対策特別会計	46,053
東日本大震災復興特別会計*	8,155
合計	63,273

※すべて復興庁に一括して計上されている。

* 復興庁に計上されている東日本大震災復興特別会計を含む。

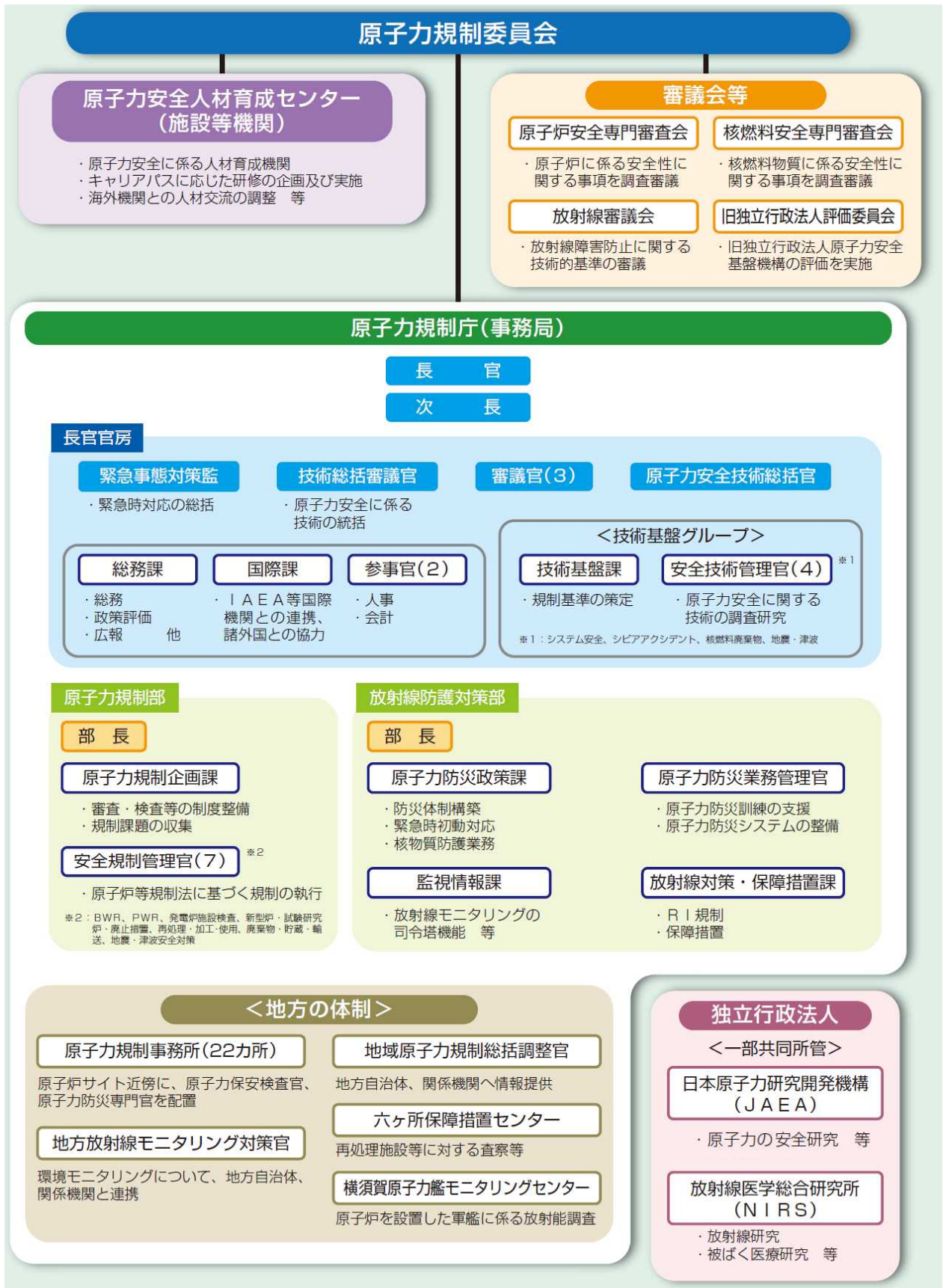


図1 原子力規制委員会の組織 (平成26年3月31日現在)

第2節 平成 25 年度の主な活動

原子力規制委員会は、平成 25 年度、体制及び業務内容を大きく拡充した。平成 25 年 4 月より、放射線モニタリング、放射性同位元素等からの障害防止に係る規制及び核燃料物質等が平和目的以外に利用されていないことを担保する保障措置に関する事務を所掌することとなった。さらに、平成 26 年 3 月、原子力安全基盤機構の組織及び業務が原子力規制委員会へ統合された。合わせて、原子力規制委員会全体の専門性の向上を着実に実施するため、原子力安全人材育成センターが設置されるとともに、長官官房、原子力規制部、放射線防護対策部が置かれることとなった。

国際的には、平成 25 年 5 月及び 9 月の国際原子力規制者会議（INRA¹）の主催をはじめとして、国際機関や諸外国との連携を強化した。また、平成 26 年 1 月、国際原子力機関（IAEA²）に対し国際核セキュリティ諮問サービス（IPPAS³）のミッション受入れについて正式要請を行うとともに、IAEA の総合的規制評価サービス（IRRS⁴）を、平成 27 年末を目途に受け入れることを表明した。

平成 24 年 11 月に「特定原子力施設」に指定した東京電力福島第一原子力発電所に設置される原子力施設については、12 月に東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から当該施設の保安等の措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を受けた。原子力規制委員会は、その審査を行い、平成 25 年 8 月、留意事項を示した上で実施計画を認可した。その後、高濃度汚染水対策や 4 号機使用済燃料プールからの燃料の取り出し等、東京電力の取組を確認している。さらに、関係府省や福島県等と連携し、「総合モニタリング計画」に沿って陸域や海域等の放射線モニタリングを実施した。11 月には、IAEA の海洋モニタリングの専門家による視察を受け入れた。

平成 25 年 11 月には、避難をしている住民の帰還に当たり、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方として、個人が受ける被ばく線量に着目し、住民の帰還に向けて被ばく線量低減や健康不安等に関する数々の取組や対策を提起した。

原子力規制委員会は、平成 25 年度、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく原子力施設に関する新規制基準を施行した。発電用原子炉については

¹ International Nuclear Regulators Association

² International Atomic Energy Agency

³ International Physical Protection Advisory Service

⁴ Integrated Regulatory Review Service

平成 25 年 7 月に、核燃料施設等については 12 月に、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化や、最新の技術的知見を既存の施設にも反映することを義務づける制度（バックフィット制度）の導入を加えた新規制基準を施行し、適合性審査を開始した。

また、旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた 6 つの発電所について、原子力規制委員会は、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する会合を開催し、現地調査と評価を実施した。

原子力規制委員会は、原子力災害対策に関して、平成 24 年 10 月に策定した原子力災害対策指針について検討を重ね、改定を行った。平成 25 年 6 月の改定では、緊急時モニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の事前配布の方法等について具体化した。また、9 月の改定では、緊急時における防護措置の実施の判断基準となる緊急時活動レベル（EAL⁵）の枠組みについて、発電用原子炉の新規制基準を踏まえたものに改定した。これらの原子力規制委員会の検討を踏まえた対応の実効性を高めるため、平成 26 年 1 月には、防災基本計画の原子力災害対策編が修正された。

また、平成 25 年 10 月 11 日及び 12 日に九州電力株式会社川内原子力発電所（以下、「川内原子力発電所」という。）を対象として行われた、国、原子力事業者、地方公共団体等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に参加した。

さらに、原子力事業者の防災訓練について評価を行うため、原子力事業者訓練報告会を開催し、原子力事業者の訓練についての評価を行った。

核セキュリティに関しては、平成 17 年に採択された核物質防護条約の改正の締結のため、平成 26 年 2 月、核物質防護条約の国内担保法である「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」を政府として閣議決定し、第 186 回国会に提出した。

⁵ Emergency Action Level

第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

第1節 原子力規制委員会の体制強化

原子力規制委員会は、原子力発電所の新規制基準への適合性審査の開始、原子力安全基盤機構との統合等を踏まえた業務増に適切に対応するため、平成 25 年度補正予算等を活用し、原子力規制委員会の体制強化を図った。

原子力発電所の新規制基準への適合性審査を開始したことを受けて、平成 25 年 9 月、原子力規制委員会の定員が 527 人から 545 人に増員（審査官 18 人を増員）された。

原子力規制委員会設置法附則第 6 条第 4 項の規定に基づく「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案」を平成 25 年 10 月 25 日に政府として第 185 回臨時国会に提出し、11 月 15 日に成立した。同法律に基づき、平成 26 年 3 月 1 日に原子力安全基盤機構が解散され、その業務が原子力規制委員会に移管された。

移管された業務の実施に加え、原子力規制委員会での厳格かつ適正な審査・検査や東京電力福島第一原子力発電所対応、原子力防災対策の充実等を確保するため、統合に伴う一時的な業務増へ対応するための定員も含め、原子力規制委員会の定員は全体で 545 人から 1,025 人に増員された（平成 26 年 3 月末時点。なお、行政機関の定員合理化を実施し、4 月 1 日より定員は 1,015 名となった。）。また、組織についても、①原子力規制委員会の管理・運営の統括部門と②旧原子力安全基盤機構の安全研究部門を中心とした「技術基盤グループ」から成る「長官官房」、③原子炉等規制法に基づく審査・検査や東京電力福島第一原子力発電所対応を行う「原子力規制部」、④原子力災害対策指針の策定、モニタリング体制の整備、核セキュリティに関する規制、放射線による障害の防止の規制、国際約束に基づく保障措置に関する事務を行うための「放射線防護対策部」、⑤原子力規制人材の育成を専門的に行う「原子力安全人材育成センター」が設置されることとなった（図 2）

さらに、原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法第 13 条に基づき、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会を置いている。

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会については、平成 25 年度第 41 回委員会（平成 26 年 2 月 5 日）にて、調査審議事項、審査委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等及び審査委員の選定方法を決定した。また、原子力規制委員会から両審査会に対して、まず、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について助言を行うよう指示することを決定した。（当該決定を踏まえ、平成 26 年度第 4 回委員会（4 月 16 日）において委員の任命につ

いて決定し、平成 26 年 5 月 12 日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 1 回合同審査会を開催した。)

放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和 33 年法律第 162 号）において、関係行政機関の長からの諮問を受け、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一化に関する審議を行うこととされている。平成 25 年度第 46 回委員会（平成 26 年 3 月 13 日）において、委員の任命について決定した。（当該決定を踏まえ、平成 26 年 4 月 4 日に放射線審議会第 127 回総会を開催した。）

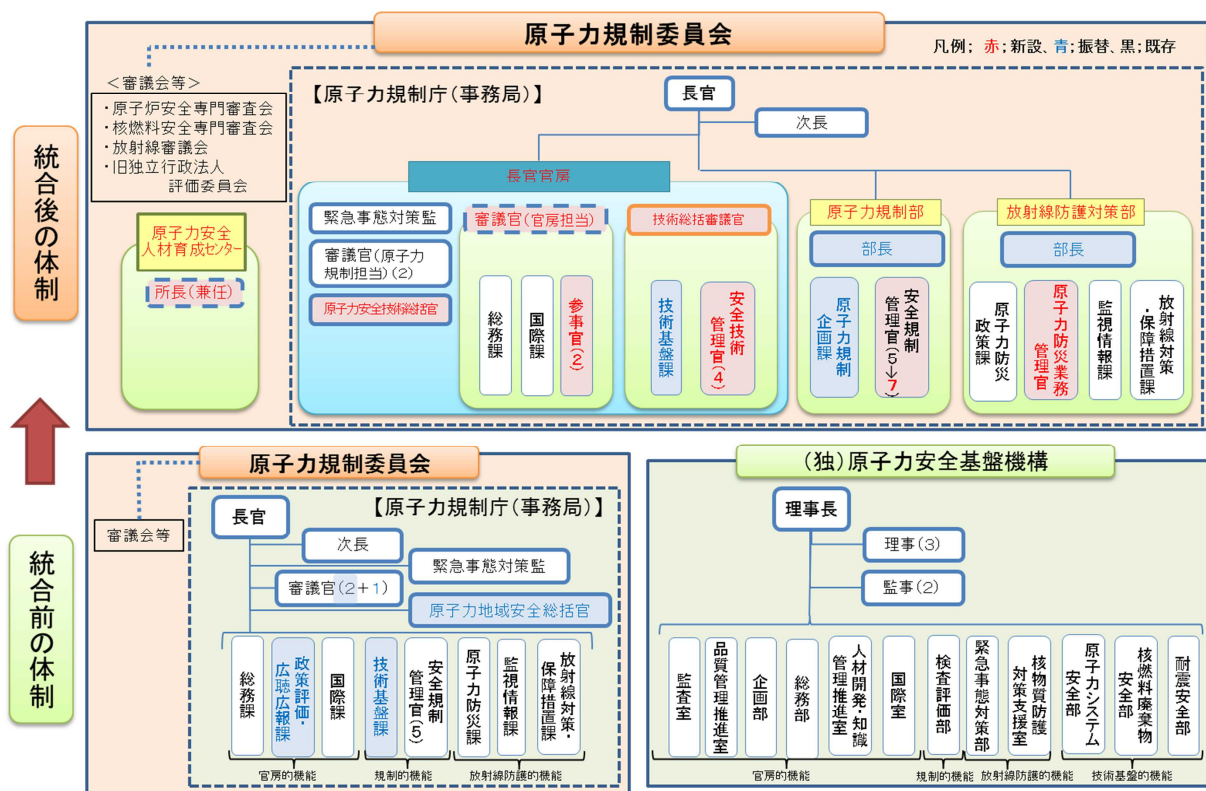


図 2 原子力安全基盤機構統合による原子力規制委員会の体制の変更

第2節 透明性・中立性の確保

1. 意思決定過程の透明性の確保

原子力規制の信頼を回復するためには、意思決定過程の透明性を確保することが重要である。原子力規制委員会は、意思決定までの経緯及び議論の内容を明らかにするため、原子力規制委員会が発足した平成24年度第1回委員会（平成24年9月19日）で決定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」で、①開示請求不要の情報公開体制の構築、②公開議論の徹底、③文書による行政の徹底を基本方針として定めた。また、原子力規制委員会、審議会及び検討チーム等の議事、議事録及び資料を原則として公開することとした。

原子力規制委員会は、平成25年度も引き続き同方針に基づいて、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せや原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告した。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め2人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開した。

原子力規制委員会は、委員会及び検討会合等を、前年度に引き続き、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」及び「原子力規制委員会議事運営要領」等に基づき、原則として公開で開催した。また、インターネット動画サイトの「YouTube」及び「niconico」において、委員会及び各種検討会合等を可能な限り生中継するとともに、生中継しないものに関しても、録画及び要約版の公開を行った。さらに、前年度に引き続き、動画視聴者の利便を図るため、委員会及び検討会合等の資料を会議の開始と同時に原子力規制委員会ウェブサイトで見られるよう掲載するとともに、議事録についても、委員会については開催の翌日、各種検討会合等については、開催から1週間後を目途にウェブサイトに掲載した。

また、前年度に引き続き、原子力規制委員会委員長による記者会見を週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週2回、それぞれ実施するとともに、必要に応じ臨時の記者会見を行った。（平成25年度中に延べ141回の記者会見を実施）。記者会見についても、委員会及び各種検討会合等と同様に生中継、録画の公開を行い、議事録については、可能な限り原子力規制委員会委員長会見は同日中、原子力規制庁定例ブリーフィングは翌日中にウェブサイトに掲載した。

2. 意思決定過程の中立性の確保

原子力規制の信頼を回復するためには、意思決定に関与する者の中立性を確保することが不可欠である。このため、原子力規制委員会は、平成24年度第1

回委員会（平成 24 年 9 月 19 日）において、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」を定め、委員長及び委員の、在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取禁止や就任前直近 3 年間の寄附や指導学生の原子力事業者等への就職の状況について公開することを定めた（平成 25 年度末現在の委員長及び委員については、平成 24 年 7 月 26 日の人事案国会提示の際に公開済み）。

平成 24 年度第 4 回委員会（平成 24 年 10 月 10 日）においては、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を定め、原子力規制委員会が電気事業者等に対する原子力規制について外部有識者の意見を聴く場合には、当該外部有識者について事業者との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。さらに、電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合や、個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合については、直近 3 年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として 1 年度当たり 50 万円以上の報酬の受領、当該個別施設の過去の審査への関与がない場合に限り、外部有識者として選定することとした。（平成 25 年 3 月に核燃料施設等も対象とするため改正。）また、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会委員の任命に当たっても、同様の要件等を定めた。

平成 25 年度においては、前年度に引き続き、この要件等に基づいて、各種検討会合等に属する委員から自己申告のあった内容について、原子力規制委員会ウェブサイトに掲載し、公開した。また、個別施設の過去の審査結果を再審査することになる原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合については、関係学会から推薦のあった有識者から、個々の原子力施設の安全審査に関わった経験のない学識経験者を選定し、審査を行った。

3. 独立性の確保と孤立・独善を防ぐための取組

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関において、組織理念の重要な要素として掲げられている。一方で、規制機関が孤立し、独善的な判断に陥ることになってはならない。このため、独立性の高いいわゆる「3 条委員会」として設置された原子力規制委員会は、平成 24 年度に定めた行動原則において、「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。」を掲げる一方で、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。」ことも行動原則としている。

こうした原則の下、国内各方面とのコミュニケーションを図ることが重要で

あり、原子力規制委員会は、前年度に引き続き、各種検討会合等において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用するとともに、それ以外の専門家や関係事業者からのヒアリングも積極的に実施した。

また、原子力規制委員会の取組について幅広い分野の有識者から意見を伺うべく、平成 25 年 9 月 30 日には、国会・政府・民間に設置された事故調査委員会や NPO 活動に携わる方々と原子力規制委員会委員長及び大島委員が意見交換を行った。

関係の専門家や事業者等とも、より密度の高いコミュニケーションを図り、国内外の知見の収集、規制内容の十分な理解の促進、緊急時における迅速な対応をとるための関係を構築する等の観点から、情報を公開し、透明性を十分に確保することを前提としつつ、原子力規制委員会との面談を積極的に実施した。

さらに、原子力規制委員会は、新規規制基準の策定や原子力災害対策指針の改定に向けて、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づくパブリックコメントを 8 件実施し、広く国民の意見を募集して、当該意見に対する原子力規制委員会の考え方を公表した。また、行政手続法に基づかない任意のパブリックコメントも積極的に行い（計 5 件実施）、国民の意見提出の機会をより一層拡充した。

前年度に引き続き、原子力規制委員会ウェブサイト内の意見受付用ページやコールセンターを運用し、日常的に国民の意見・質問を受け付ける体制を整えている（1 日平均で、ウェブサイト内のページを通じて約 10 件、コールセンターに約 25 件の意見・質問が寄せられた）。

4. 業務の品質管理の徹底

平成 24 年 10 月に公表された放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について、その後度重なる誤りが判明したことを踏まえ、大量データを扱うシミュレーション等については、発注時や仕様変更時等において作業が適切に行われるよう、作業の目的や作業体制の確認等を行うなど品質管理プロセスを強化した。25 年度においては、このプロセスを適切に運用した。

第3節 人材の確保・専門性の向上

原子力規制は、原子炉工学、耐震及び耐津波評価、放射線防護及び確率論的リスク評価等の高度な専門技術的判断が求められる行政分野であり、専門性を有する人材を必要な規模で確保し、また、継続的にその専門性を向上させていくことが不可欠である。

このため、原子力規制委員会は、前年度に引き続き、現在の職員の専門性の向上のため、職員向けの研修プログラムを設けて計画的に実施した。具体的には、原子炉等規制法改正の趣旨を含め①法律上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力規制に関する専門研修、②実物の機器・設備を用いた検査実習や模擬試験装置を使った異常事象の発生メカニズムや計測方法等を習得する実技研修、③実機のプラントシミュレータを用いた重大事故（シビアアクシデント）対応も含めた運転制御の実習等、基礎知識の習得から専門性の向上を図るための研修等を実施した。また、原子力工学に関する知識の維持・向上を図る観点から、大学院レベルのテキストを用いた講義を実施した。さらに、平成 26 年 3 月 1 日、原子力基盤機構との統合を機に、原子力規制委員会職員の専門性向上に向けた人材育成機能を抜本的に強化すべく、原子力規制委員会に施設等機関「原子力安全人材育成センター」が設置された。

また、前年度に引き続き、国内の関連大学院へ職員 3 名、IAEA 等の国際機関にも職員を派遣したほか、米国原子力規制委員会（NRC⁶）等の海外の原子力規制機関への職員の派遣に向けた準備も進めた。

新卒・中途採用については、平成 25 年度には、専門的な知識や経験を有する者を 4 回の公募により 29 人採用するとともに、将来原子力規制行政を担うこととなる新規採用者 33 名を採用した。さらに、意欲ある優秀な人材を確保するための取組を一層強化することとし、具体的には、新卒については、平成 26 年度からの総合職採用に当たり、例年 6 月下旬から行われる夏の官庁訪問に加え、他の技術系官庁と同様に春の官庁訪問も実施することとした。また、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用するため、原子力規制庁独自の「原子力工学系職員採用試験」（一般職試験相当）を創設し、平成 26 年 3 月に受験案内を提示した。さらに、原子力規制委員会が強化すべき技術研究・技術調査業務を担当する研究職員の公募を開始した。実務経験者についても、新規制基準への適合性審査、現場の施設に対応した検査、地方公共団体との対話を密にして原子力防災対策を行う職員などを対象として、80 名を目標に、平成 26 年 2 月に

⁶ Nuclear Regulatory Commission

募集を開始した。

なお、規制の独立性、中立性を確保する観点から、原子力規制委員会設置法附則第6条第2項において、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後5年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。」（いわゆる「ノーリターンルール」）と規定されている。原子力規制委員会の発足から平成26年4月1日までの原子力規制委員会から他省庁等への転出職員総数は132名で、うち経済産業省へは59名が、文部科学省へは45名が転出している。このうち例えば、経済産業省本省へ転出した技術系職員数は13名であり資源エネルギー庁への転出者はいない。原子力規制庁には、現在のところ若手を中心に出向元への異動を希望する職員も多く、また、時間をかけて適性等を見極めるべき職員も多く存在している。原子力規制庁としては、人材育成プロセスや処遇の充実、独自の職員採用等を行い、原子力規制委員会の独立性を確保し、意欲と専門能力を持った職員が確保できるよう、引き続き取り組むとともに、こうした取組の進捗状況を原子力規制庁から他省庁への転出状況も含め定期的に公表し、国会事故調の提言を踏まえた改善につなげていくこととする。

第4節 国際機関及び諸外国との連携・協力

原子力規制委員会及び原子力規制庁は、前年度に引き続き、原子力規制の向上のために、国際機関及び諸外国と積極的に連携・協力を進めることとし、対応してきた。東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見、教訓、国際的な安全基準並びに最新の科学技術情報を踏まえた取組状況を積極的に情報発信した。また、諸外国の原子力規制に係る経験や知見を積極的に取り入れ、これを国内の規制基準等に反映させることに努めた。

1. 国際原子力規制者会議（INRA）

原子力規制委員会は、平成 25 年 5 月 5 日から 8 日までの日程で、東京都及び福島県において INRA を主催した。同会議には、9 カ国⁷の原子力規制機関の責任者が出席した。原子力規制委員会からは原子力規制委員会委員長及び更田委員が出席し、原子力規制委員会の組織体制や取組状況、新規制基準等について説明するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故後の各国における対応や規制の状況等を含めた幅広い議論を交わした。また、東京電力福島第一原子力発電所の視察も実施した。

さらに、原子力規制委員会は平成 25 年 9 月 17 日に、オーストリア・ウィーンにて INRA を主催した。5 月同様、9 カ国の原子力規制機関の責任者（我が国よりは、原子力規制委員会委員長及び大島委員）が出席し、原子力規制に関わる幅広い議論を交わした。

2. 国際機関（IAEA、OECD/NEA 等）との連携

(1) IAEA 及び OECD/NEA 事務局長との意見交換、海洋モニタリングについての協力活動

原子力規制委員会委員長は、平成 25 年 9 月及び 10 月に IAEA 事務局長と、9 月に経済協力開発機構／原子力機関（OECD⁸/NEA⁹）事務局長との意見交換を実施した。

IAEA 事務局長とは、我が国の海洋モニタリングについて協力していくことについて合意がなされ、これに基づき、平成 25 年 11 月に、海水のモニタリング結果に関する詳細な情報の提供及び IAEA モナコ海洋環境研究所所長等による東京電力福島第一原子力発電所近傍等での海水採取や分析施設等の視察並びに関係省庁との意見交換を実施した。

また、平成 25 年 4 月 15 日から 22 日及び 11 月 25 日から 12 月 4 日まで、

⁷ 日本・米国・英国・フランス・ドイツ・カナダ・スペイン・スウェーデン・韓国

⁸ the Organisation for Economic Co-operation and Development

⁹ the Nuclear Energy Agency

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組に関するレビューミッションとして IAEA 調査団が訪日した機会を捉え、原子力規制庁は、海洋モニタリング等について、調査団と情報・意見交換を実施した。さらに、東京電力福島第一原子力発電所外の広範囲に汚染された地域の除染に関する国際フォローアップミッションが平成 25 年 10 月 14 日から 21 日まで実施された際にも、環境省等とともに、訪日した IAEA 調査団との情報・意見交換を実施した。

(2) IAEA の総合的規制評価サービス (IRRS) 等の受入れ

IAEA が加盟国の原子力規制に関する総合的なレビューを行う IRRS について、平成 25 年度第 35 回委員会 (平成 25 年 12 月 11 日) において、平成 27 年末を目途として受け入れることが了承され、IAEA 事務局に対しミッションの招請が行われた。また、加盟国の核物質防護措置を確認し助言を行う IPPAS を平成 26 年末から平成 27 年春の時期に受け入れることについても、第 38 回委員会 (平成 26 年 1 月 15 日) において了承され、IAEA 事務局に対してミッションの招請が行われた。

(3) 国際機関が開催する各種会議への参加

平成 25 年 4 月 8 日からカナダ・オタワにおいて開催された「効果的な原子力規制システムに関する IAEA 国際会議」及び 5 月 21 日からオーストリア・ウィーンにおいて開催された「第 5 回 IAEA 国際専門家会合」において、大島委員は、原子力規制における組織的・人的要因に焦点を当てた講演等を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見、教訓、国際的な規制基準及び最新の科学的知見を踏まえて策定した我が国の新規制基準や原子力規制の向上に係る取組状況を国際社会に情報発信するため、原子力規制委員会委員が IAEA や OECD/NEA の主催する下記の国際会議等に出席し、情報・意見交換を行った。

- ・ IAEA 国際原子力安全諮問グループ (平成 25 年 4 月 23 日～24 日、12 月 4 日～5 日、オーストリア・ウィーン) (更田委員)
- ・ IAEA 東京電力福島第一原子力発電所事故包括的報告書に関する諮問委員会 (平成 25 年 3 月 21 日～22 日、12 月 6 日、オーストリア・ウィーン) (更田委員)
- ・ IAEA 上級規制者会合 (9 月 18 日、オーストリア・ウィーン) (大島委員)
- ・ OECD/NEA 原子力施設安全委員会 (6 月 6 日～7 日、フランス・パリ) (更田

委員)

- ・ OECD/NEA原子力規制活動委員会 効果的な規制者の規制アプローチ及び特性に関するワークショップ（10月28日～30日、スウェーデン・ストックホルム）（大島委員）
- ・ OECD/NEA原子力施設安全委員会役員会合（平成26年3月10日、米国・ロッキビル）（更田委員）

3. 地域協力・二国間協力

(1) 協力取決め文書等の作成

平成25年4月1日に文部科学省から放射線による障害の防止に係る規制及び保障措置事務が移管されたことを受けて、原子力規制委員会は、5月にフランス原子力安全規制機関（ASN¹⁰）との間で、協力の範囲を改正する取決めを作成した。また、文部科学省から引き継がれた事務に関連し、放射線源の輸出入に係る覚書をカナダ原子力安全委員会（CNSC¹¹）との間で作成した。9月には、英国原子力規制機関（ONR¹²）との情報交換に関する取決め、ロシア環境産業・原子力庁（ROSTEKHNADZOR）との協力に関する覚書、スウェーデン放射線防護庁（SSM¹³）との間で情報交換に関する覚書を作成したほか、米国エネルギー省（DOE¹⁴）との間で原子力安全に係る研究開発に関する協力実施取決めを作成した。また、10月に、スペイン原子力安全委員会（CSN¹⁵）との協力に関する覚書を作成した。11月に開催された「第6回日中韓上級規制者会合（TRM¹⁶）」においては、日中韓の原子力規制機関間の緊急時の情報交換体制を構築すること等を目的とする三国間の情報交換枠組みに合意した。また、平成26年2月に、フィンランド放射線防護・原子力安全庁（STUK¹⁷）との協力に関する覚書を作成した。

これらの二国間の枠組みを通して、原子力規制に関する情報・意見交換を行った。

原子力規制委員会は、平成26年3月の原子力安全基盤機構の統合に伴い、当該機構が行っていた海外の原子力規制機関の技術支援機関との協力業務を引き継いだ。

¹⁰ Autorité de sûreté nucléaire

¹¹ Canadian Nuclear Safety Commission

¹² Office for Nuclear Regulation

¹³ (スウェーデン語) Strålsäkerhets myndigheten

¹⁴ United States Department of Energy

¹⁵ Nuclear Safety Council

¹⁶ the Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea

¹⁷ (フィンランド語) Säteilyturvakeskus

(2) 二国間会合等

平成 25 年 5 月の INRA の開催に合わせて、原子力規制委員会委員長は、ASN、CNSC、SSM と個別に会談し、今後の協力の在り方等について意見交換を行った。

平成 25 年 6 月に、大島委員は、ベルギー・ブリュッセルにて開催された欧州原子力安全規制者グループ (ENSREG¹⁸) の会合で、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等について講演した。

平成 25 年 8 月、東京にて、日米協力学テアリング・コミッティ (技術会合) を開催し、我が国の新規制基準、東京電力福島第一原子力発電所の状況等の技術情報の交換を行った。

平成 25 年 9 月には、パリで日仏二国間情報交換会合 (大島委員、ASN 委員) を開催し、我が国の新規制基準、東京電力福島第一原子力発電所の状況等について情報交換を行った。また、同月の IAEA 総会の開催に合わせて、原子力規制委員会委員長は、米国 NRC 及び DOE、ONR、ROSTEKHNADZOR、SSM、アラブ首長国連邦の原子力規制機関 (FANR¹⁹) 並びにトルコ原子力規制機関 (TAEK²⁰) と会談し、将来の協力等についての意見交換を行った。

平成 25 年 11 月に中国杭州にて開催された「第 6 回 TRM」に、大島委員が出席し、原子力安全に関する共通課題等について情報交換を行った。

このほか、海外の原子力規制機関トップなど、多くの要人の表敬訪問を受け、意見交換を実施した。

4. 原子力安全条約

原子力規制委員会は、平成 25 年 9 月、原子力安全条約の規定に基づき、日本国第 6 回国別報告を作成し、条約事務局である IAEA に提出した。当該報告は、条約に規定される原子力安全確保のための義務の全てについて、締約国がどのように履行したかについて、前回国別報告の提出以降の 3 年間の活動について記載するものである。原子力安全条約のレビュープロセスは、国別報告の提出から始まり、提出された国別報告について書面による質疑応答を行う事前レビューを行った上で、締約国が一堂に会して行われる検討会合においてさらにレビューされ、締約国毎に今後取り組むべき課題、推奨事項及び他の締約国も見習うべき良好事例が特定される。

日本国第 6 回国別報告では、我が国の原子力規制のあり方が見直されたこ

¹⁸ European Nuclear Safety Regulators Group

¹⁹ the Federal Authority for Nuclear Regulation

²⁰ Turkish Atomic Energy Authority

とを受けて発足した原子力規制委員会の組織体制、平成 25 年 7 月に施行された原子炉施設に関する新規制基準及び新しい原子力災害対策指針等に基づく原子力規制委員会の活動等を記載した。

平成 26 年 3 月 24 日からオーストリア・ウィーンにて開催された第 6 回検討会合（締約国会合）には、原子力規制委員会、外務省及び事業者の代表からなる政府代表団が参加した。同会合における我が国の国別報告のレビューの結果、向上した能力を有する独立した規制機関の設置、より強化された規制基準及び既設プラントへのバックフィットの導入等については他の締約国から高く評価された。一方、東京電力福島第一原子力発電所のサイト状況の安定化とその解決、汚染水処理、バックフィット措置及び安全性改善の実施、対話を通じた事業者の安全文化の向上、マネジメントシステムと人材育成の向上、検査機能の改善等の課題が特定された。

5. 国際アドバイザー

原子力規制委員会は、平成 24 年度に立ち上げた国際アドバイザーの制度において、米国、英国、フランスの原子力規制機関のトップとしての経験を有する 3 名の有識者と、平成 25 年 6 月に東京で意見交換会等を実施した。原子力規制委員会委員長が各アドバイザーと個別に会談したほか、島崎委員、更田委員、中村委員、大島委員もアドバイザーとの意見交換を行った。さらに、原子力規制庁職員を主な対象として、アドバイザー 3 名による安全文化に関する講演会を開催した。

このほか、原子力規制委員会委員長、更田委員、大島委員が海外出張した際や国際アドバイザーが来日した機会を捉え、アドバイザーと個別に意見交換を行った。

表 4 国際アドバイザー²¹

アンドレ・クロード・ラコスト Andre-Claude Lacoste	○ASN 前委員長 ○平成 19 年の IAEA による対日総合的規制評価サービス(IRRS) 団長
リチャード・メザーブ Richard A.Meserve	○NRC 元委員長 ○IAEA 国際原子力安全諮問グループ (INSAG ²²) 議長
マイケル・ウエイトマン Michael Weightman	○ONR 前機関長 ○IAEA 東京電力福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム長

²¹ 肩書きは、平成 26 年 3 月 31 日現在

²² International Nuclear Safety Group

6. 海外広報

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故後の情報を海外に理解してもらうために、敷地近傍の海洋モニタリング情報を週1回のペースで原子力規制委員会ホームページへの掲載等により、海外発信した。また、汚染水漏れや東京電力福島第一原子力発電所4号機燃料プール等からの燃料取り出しについて、適宜情報発信を行った。

さらに、我が国の原子力規制を海外へ紹介するために、各種法律、事故・モニタリング等、基礎情報を整備し、原子力規制委員会ホームページに公開している。

第5節 原子力施設安全情報に係る申告制度

原子炉等規制法では、事業者による法令違反行為等を早期に発見することにより、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受付け、事実関係を精査し、必要に応じて原子力事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」が設けられている。

本制度の運用に際しては、原子力規制庁が行う調査等の中立性、透明性等の確保の観点から、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置し、その監督の下、申告者の個人情報の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。平成25年度末時点の運用状況は、処理中案件0件、処理済案件1件となっている。

第3章 原子力施設等の安全確保に向けた取組

第1節 東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対応

1. 政府全体の取組

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、政府が総力をあげて対策を実施することとなっている。原子力規制委員会としても「廃炉・汚染水対策関係閣僚会議」等に規制当局として参加しており、技術的・専門的な助言をしている。

2. 特定原子力施設に係る実施計画の認可

東京電力福島第一原子力発電所については、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定するとともに、「措置を講ずべき事項」（表5）と提出期限を事業者に示し、当該施設の保安等の実施計画の提出を求めた。12月7日に原子力規制委員会は、原子炉等規制法第64条の3第1項に基づき東京電力が作成した実施計画を受領した。

原子力規制委員会は「特定原子力施設監視・評価検討会」を設け、実施計画に記載された施設ごと、対策ごとに、安全上の要求事項である「措置を講ずべき事項」に合致しているか等の視点から、現地調査も踏まえながら審査を行った。「措置を講ずべき事項」は、できる限り速やかな燃料の取り出し完了など、特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図ることを目標として定められたものであり、審査においては、提出された実施計画がこの要求に沿ったものになっていることを確認した。この結果、原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上及び特定核燃料物質の防護上十分なものになっていると認め、東京電力福島第一原子力発電所を取り巻く現状に鑑み、留意事項（表6参照）を示した上で、平成25年8月14日に実施計画を認可した。実施計画を認可した後、これまでに作業の進捗状況に応じ、燃料取り出しにおける燃料の健全性確認及び取扱い、モバイル式処理設備の設置等、7件の実施計画の変更を認可している。また、実施計画の遵守状況については、現地に駐在する保安検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査を3回、使用前検査を5件、溶接検査を3件実施するなど、東京電力の取組を監視している。（図3参照）

表5 「措置を講ずべき事項」のポイント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) できる限り速やかな燃料の取り出し完了等、特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図ることを目標とし、その達成のために必要な措置を迅速かつ効率的に講じること (2) 1～4号機については廃炉に向けたプロセスの安全性の確保、溶融した燃料の取り出し・保管を含む廃止措置をできるだけ早期に完了すること (3) 5号機及び6号機については冷温停止を安定的に維持・継続すること (4) 作業者の被ばく線量の管理等を行うこと |
|---|

表6 実施計画の認可に当たっての留意事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) リスク評価：廃炉に向けた作業工程には、依然としてリスクが存在し、その態様も変化することから、重大性及影響の大きさを常に検証・評価し、さらに全体としてリスクが低減できるよう取り組んでいくことが必要である。一方、海水配管トレンチや電源ケーブルトレンチ等の経路を介した汚染水の土壌中への漏えい、海洋への拡散については、リスクの更なる低減に向けた取組が必要である。 (2) 原子炉等の監視：原子炉圧力容器・原子炉格納容器内の温度計の劣化や機能維持の状況について定期的に監視・評価するとともに、機能喪失に備え、計画的に代替温度計を設置する必要がある。 (3) 燃料取り出し：1～3号炉の燃料取り出し設備について計画を具体化する必要がある。 (4) 放射性固体廃棄物の保管：表面線量率が1～30mSv/時のものについて、一時保管エリアを追設するか、余裕のある他の一時保管エリアで保管する等の対策を講じる必要がある。 (5) 放射性液体廃棄物の保管：地下水の流入抑制対策、タンクの溶接式への更新も含めた信頼性向上策及び増設計画について、今後計画どおりに着実に実施する必要がある。 (6) 汚染水対策：当面の地盤改良による流入抑制に加え、海側配管トレンチ類内に存在する汚染水の除去を早期に完了する必要がある。 (7) 敷地周辺の放射線防護：地下貯水槽からの漏えい事故を受けた汚染水のタンクへの移送によって、敷地境界における実効線量が大幅に増加しており、線量低減対策について早急に取り組む等により1mSv/年未満に早急に復帰する必要がある。 (8) 緊急時対策：安全避難経路の整備について、一部対応ができていない箇所、対応を強化する必要がある箇所について、今後計画的に対策を講じる必要がある。 (9) 津波への対応：東北地方太平洋沖地震を踏まえた原子力発電所で想定すべき津波（基準津波）について、今後、適切に安全評価を実施するとともに、対策へ反映する必要がある。 (10) 組織体制：実施計画Ⅲ章に記載されている組織体制が、事故トラブルの未然防止及び再発防止に対し有効に機能するよう構築されているか常に点検する等、更なる取組が必要である。 (11) 燃料デブリの取り出し：燃料デブリ取り出しに向けた調査及び技術開発について、的確に実施していく必要がある。 (12) 実施計画の実施に関する理解促進：情報提供の改善に更なる取組が必要である。 |
|---|

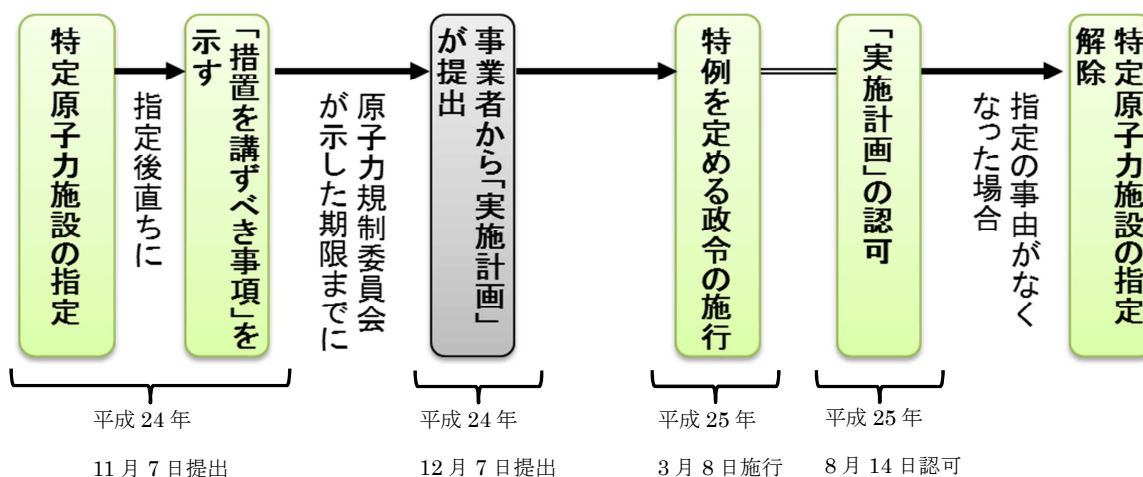


図 3 特定原子力施設に関する作業スキームと進捗状況

平成 25 年 3 月 8 日に原子炉等規制法第 64 条の 4 に基づき制定・施行された「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令」は、8 月 14 日の実施計画の認可をもって東京電力福島第一原子力発電所に適用された。また、当該政令の適用に際して整備が必要な原子力規制委員会規則や告示については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示」として原子力規制委員会が 4 月 8 日に制定・施行し、同じく実施計画の認可をもって東京電力福島第一原子力発電所に適用された。当該規則及び告示には、原子炉等規制法第 64 条の 3 の規定に基づいた実施計画による東京電力福島第一原子力発電所の管理を行うために必要な事項を定めている。

3. 事故・トラブルへの対応

原子力災害対策特別措置法第 25 条に基づき、原子力事業者は原子力緊急事態に対する必要な応急措置を行うとともに、その措置の概要について主務大臣等に報告することが求められている。また、原子炉等規制法第 62 条に基づき、原子力事業者は原子力施設の事故故障等について主務大臣等に報告することが求められており、原子力規制委員会は、実施計画の認可後に東京電力福島第一原子力発電所で発生した特定原子力施設の事故故障等について報告を求めている。

これらの法律に基づき東京電力から原子力規制委員会に報告があったもののうち、施設の安定的な運転に影響を与える可能性のある事象や汚染水の系外へ

の漏えい等の事象については、必要に応じ原子力規制委員会が再発防止策等の妥当性について確認している。

(1) 汚染水の外部への漏えい

① 地下貯水槽からの漏えいについて

平成 25 年 4 月 5 日、東京電力より、「地下貯水槽の水位の低下の原因調査のため、最外周のシート内側の水や外側のドレン水のサンプリング・分析を行った結果、高濃度の放射性物質が検出され、地下貯水槽から汚染水の漏えいが判明した」旨の報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況と東京電力の対応について確認し、その状況を踏まえ、原子力規制庁は、東京電力に対し、監視の強化等を要請するとともに、原因究明や汚染水の海洋への流出防止、漏えいした汚染水のモニタリング、拡散評価の実施等を指示した。

上記の指示等に対して東京電力は、地下貯水槽内の汚染水の地上タンクへの移送、環境への影響を監視するための観測孔の設置、汚染土壌の回収等を実施しており、対策の実施状況について福島第一原子力規制事務所による現地確認を行うとともに特定原子力施設監視・評価検討会等において確認している。

また、東京電力は、地下貯水槽の汚染水を全量移送後、地下貯水槽を使用しない方針としており、原子力規制庁は、上記汚染水の移送による貯蔵容量の減少に対しては、タンクの増設計画により貯蔵容量が汚染水の発生量を上回ることを確認し、当該増設計画に係る実施計画の変更認可申請を順次認可している。

② 護岸付近の地下水からの法令で定める濃度限度を超える放射性物質検出について

平成 25 年 6 月 17 日、東京電力より、「タービン建屋東側護岸付近の地下水中のトリチウム濃度が平成 24 年 12 月の調査結果と比べて 10 倍以上増加したとともに、ストロンチウムも法令で定める濃度限度を超える値が検出されたことから、過去のフォールアウトの影響である可能性は小さく、海側トレンチの高濃度汚染水が地中に漏えいし、地下水中に混入しているものと推定している」旨の報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況と東京電力の対応について確認し、その状況を踏まえ、原子力規制庁は、東京電力に対し、モニタリングの強化、海域への流出防止対策の早急な実施、地中に漏えいしたと考えられる高濃度汚染水が滞留する海側トレンチに対する早急な漏洩防止対策の実施等を指示した。

上記指示等に対して東京電力は、地下水の海への流出を防止するための護岸海側の地盤改良、地下水及び海水のモニタリング、海側トレンチ内の汚染水の浄化及び移送等の実施、地下水流動等解析の実施による汚染源の調査等を実施しており、対策の実施状況について、福島第一原子力規制事務所による現地確認を行うとともに、実施計画の審査、平成 25 年 8 月に特定原子力施設監視・評価検討会の下に設置した汚染水対策検討ワーキンググループ等において確認している。

③ H4 タンクエリアからの漏えいについて

平成 25 年 8 月 19 日、東京電力より、「H4 タンクの汚染水貯留タンク周辺に設置されている堰の排水弁から水が堰外に流出している。堰外に出ている水からの放射線量が高く、汚染水の発生源は特定できていないもののタンク内の貯留水が漏えいしたことが否定できない」旨の報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況と東京電力の対応について確認し、その状況を踏まえ、原子力規制庁は、堰外の汚染範囲の特定、漏えい箇所の早期特定、当該タンクエリア周辺のモニタリング・監視強化、汚染土壌の回収、海への汚染水の流出に対する調査等を指示した。

上記の指示等に対して東京電力は、汚染土壌の回収、モニタリング等による環境影響調査等を行うとともに、タンク底部の接合部から漏えいしたとの推定原因を踏まえた、溶接タンクへのリプレース、タンク堰の弁の閉運用や、堰のかさ上げ等の漏えい拡大防止策等を実施している。その対策の実施状況については、福島第一原子力規制事務所による現地確認を行うとともに汚染水対策検討ワーキンググループ等において確認している。

なお、平成 25 年 12 月 6 日、東京電力から、以上をとりまとめた発電用原子炉施設故障等報告書「福島第一原子力発電所 汚染水貯留設備 RO²³濃縮水（タービン建屋の滞留水からセシウム除去処理した後の水を淡水化処理した際に、逆浸透膜を通過できず淡水化できなかった水）貯槽からの漏えいについて」が提出されており、原子力規制庁としては、堰のかさ上げ等現在実施中の対策の進捗状況やその対策の実効性について継続して確認している。

④ B 南タンクエリアからの漏えいについて

平成 25 年 10 月 2 日、東京電力より、「B 南エリアタンクの上部天板部から汚染水の滴下があり、漏えいした汚染水はタンク外周に設置された点検用足場を介して堰外にも流出している」旨の報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況と東京電力の対応について確認し、その状況を踏

²³ 逆浸透膜

まえ、原子力規制庁は、東京電力に対し、当該エリア堰内水の早急な回収、汚染範囲の特定、汚染土壌の回収、排水溝のサンプリングの実施、溢水の海への流出防止等を指示した。

上記指示等に対して東京電力は、汚染土壌の回収等を行うとともに、タンク設置基礎に傾斜があったにもかかわらず、タンク水位計に頼った注水を行ったことにより天板から漏えいしたとの推定原因を踏まえて、タンク水位の確認方法や判断基準を明確にした手順書の作成等を実施している。対策の実施状況については、福島第一原子力規制事務所による現地確認を行うとともに汚染水対策検討ワーキンググループ等において確認している。

なお、平成 25 年 12 月 6 日、東京電力から、発電用原子炉施設故障等報告書「福島第一原子力発電所 汚染水貯留設備 RO 処理水（タービン建屋の滞留水からセシウム及び塩分を除去処理後の水）貯槽からの漏えいについて」が提出されており、原子力規制庁としては、堰のかさ上げ等現在実施中の対策の進捗状況やその対策の実効性について継続して確認している。

⑤ ストレーナ圧力計からの漏えいについて

平成 26 年 2 月 6 日、東京電力より、「淡水化装置処理水の原子炉注水設備への移送配管に設けられているストレーナの差圧指示計から RO 処理水が漏えいした」旨の報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況と東京電力の対応について確認し、その状況を踏まえ、原子力規制庁は、東京電力に対して、漏えい水の放射線濃度測定、漏えい範囲及び量の特定、汚染土壌の回収等を指示した。

上記の指示等に対して、汚染土壌の回収を行うとともに、差圧指示計内部の水の凍結によりフランジ部から漏えいしたとの推定原因を踏まえた、当該差圧指示計へのヒーターの設置等を実施しており、対策の実施状況について、福島第一原子力規制事務所における現地確認等により確認している。

今後、発電用原子炉施設故障等報告書の追加報告が提出され次第、当該報告内容について確認していく。

⑥ H6 タンクエリアからの漏えいについて

平成 26 年 2 月 20 日、東京電力より、「H6 タンクエリアの RO 濃縮水貯留（C1 タンク）上部天板部から RO 濃縮水がタンクエリア堰内に滴下する一方、天板に溜まった雨水を排水する雨どいを通じて堰外に漏えいした」旨の報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況と東京電力の対応について確認し、その状況を踏まえ、原子力規制庁は、東京電力に対して、漏えいを止める措置、漏えい範囲及び量の特定、汚染土壌の回収、漏えいが

発生した同型のタンクに漏えいがないかの確認等を指示した。

上記指示等に対して東京電力は、汚染土壌の回収等を行うとともに、送水する弁が誤った開閉状態に操作され、これによって生じた異常の兆候を見逃していたとする推定原因を踏まえて、観測孔の設置によるモニタリング、水位等の監視強化、弁の施錠管理、監視カメラの設置等を実施している。対策の実施状況については、福島第一原子力規制事務所による現地確認を行うとともに特定原子力施設監視・評価検討会、汚染水対策検討ワーキンググループ等において確認している。

今後、発電用原子炉施設故障等報告書の追加報告が提出され次第、当該報告内容について確認していく。

(2) 汚染水処理設備淡水化装置 RO-3 からの漏えいについて

平成 25 年 10 月 9 日、東京電力より、「淡水化装置 3 号が設置されている建屋において、作業員が誤って外した耐圧ホースの接続部より汚染水が漏えいした」旨の報告を受けた。その際、漏えいした水は建屋内に設置されている漏えい防止のための堰内にとどまったが、耐圧ホース接続部の復旧作業に従事した作業員 6 名に身体汚染が発生した。福島第一原子力規制事務所において現場の状況と東京電力の対応について確認し、その状況を踏まえ、原子力規制庁は、作業員の身体汚染の評価の適切な実施等を指示した。

上記の指示等に対して東京電力は、作業員の身体汚染の評価を行うとともに、直接原因を取り外すべきホースの誤認識とし、ホースの識別標示を実施しており、対策の実施状況について福島第一原子力規制事務所における現地確認等により確認している。

なお、東京電力から、以上をとりまとめた発電用原子炉施設故障等報告書「福島第一原子力発電所 汚染水処理設備淡水化装置（逆浸透膜装置）RO-3 からの漏えいについて」が提出されており、原子力規制庁としては、現在実施中の対策の進捗状況やその対策の実効性について継続して確認を行っている。

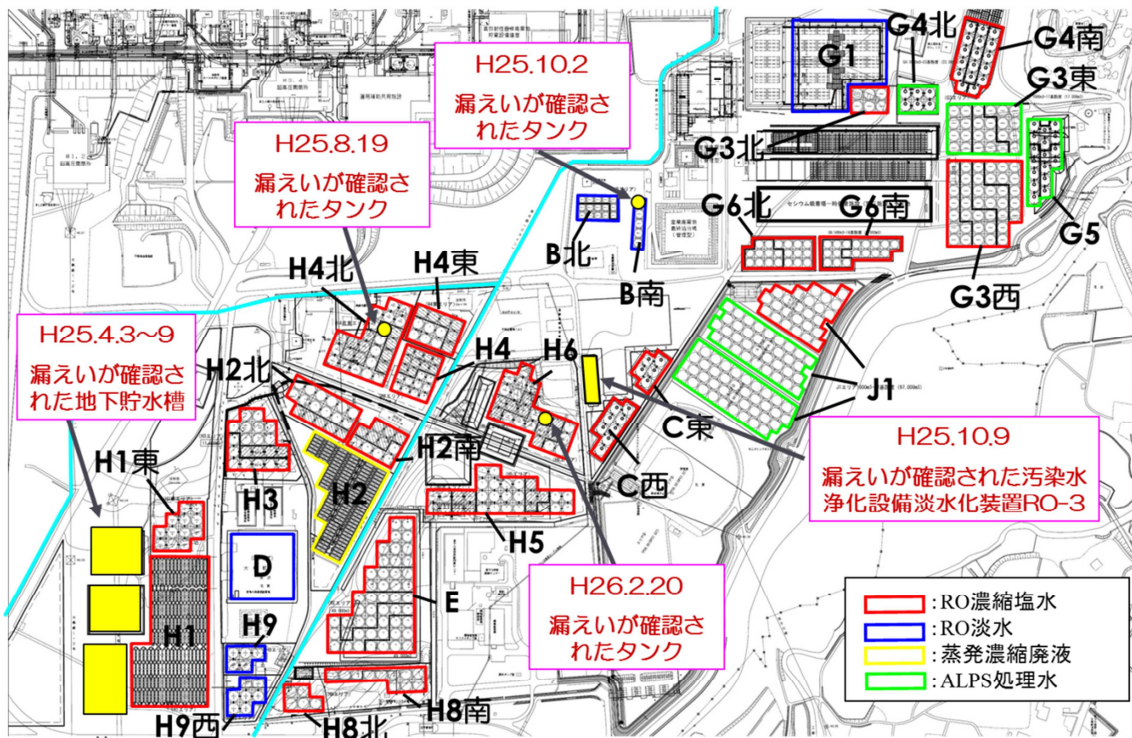


図4 福島第一原子力発電所のサイト状況（出典：東京電力（株）資料を基に作成）

（3）敷地境界線量の制限

平成24年11月に原子力規制委員会が示した「措置を講ずべき事項」では、施設全体からの放射性物質等の追加的放出による敷地境界の実効線量の評価値は、1mSv/年を超過しないことを求めたが、汚染水の地上タンクへの貯蔵により、平成25年12月時点で8mSv/年（平成26年3月時点で9.7mSv/年）と要求値を超過している状況となっている。こうした状況を受け、原子力規制委員会は、技術的な実現可能性も考慮した上で、平成26年2月、東京電力（株）に対し、敷地境界における実効線量を段階的に低減させ、遅くとも平成28年3月末までに、施設全体からの放射性物質等の追加的放出による敷地境界の実効線量の評価値を1mSv/年未満とすることを指示した。また、そこに至るまで、毎年状況が改善されていくことを確認できるアプローチとして、敷地境界における実効線量（評価値）の低減目標を、平成27年3月末には2mSv/年未満とすること、がれきなどタンクに貯蔵された汚染水以外に起因する敷地境界における実効線量（評価値）の低減目標は、遅くとも平成27年3月末までに1mSv/年未満とすること等を指示した。

(4) 4号機の燃料取り出し

4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、原子力規制委員会において、燃料取扱い設備が認可した実施計画に示された仕様を満足しているか確認するとともに、作業員の訓練の実施状況や保安体制の整備状況についても確認したうえで、東京電力が平成25年11月18日から行っている。開始に当たって東京電力から提出された実施計画について時宜に即して原子力規制委員会による審査や検査が行われたとして、IAEAからも良好事例として評価された。

平成26年3月31日現在、新燃料22体、使用済燃料528体の取り出しを完了し、使用済燃料プール内に残っている燃料体数は983体（新燃料180体、使用済燃料803体）である。

(5) 職場環境の整備等についての要請

平成25年10月、現場管理ミスによる汚染水の漏えい事象が立て続けに発生したことから、10月28日、原子力規制委員会委員長は東京電力社長と面談した。原子力規制委員会委員長からは、組織のトップとして現状をどう認識し、これをどう克服しようと考えているのか、事故やトラブルを防止するには現場の技術能力及び仕事に対する責任と士気に負うところが大きいと、現場作業員の意識や士気をどのように高めようと考えているのか等を問うた。東京電力社長からは、作業員の確保が困難な中、全社のリソースについては東京電力福島第一原子力発電所がまずしっかりしなければいけないということで考えていく、東京電力福島第一原子力発電所に必要な要員がしっかり確保できるように、柏崎刈羽発電所や他の火力発電所、水力発電所からも含めて、東京電力全体として人員を回転させていく、無理なコストカットをしているという批判はあるが、必要なコストはかけていく、休憩所などの設備が不十分であることや水が使えないなどの不都合があつて作業員に大きな負担をかけているが、こうした点を改善していく等の発言があつた。原子力規制委員会委員長からは、ドラスティックかつ長期的なプランで臨むこと、具体的には、作業員の環境、サイト内の放射線対策など、職場環境をより整備すること等を求めた。

これを受けて、平成25年11月8日に、東京電力は「福島第一原子力発電所の緊急安全対策」を策定し、労働環境の改善やマネジメント・体制強化等を実施した。この中で、東京電力は、中長期の作業員確保に配慮した随意契約の採用による請負工事発注方式の見直しを行うとともに、平成26年1月に策定した新・総合特別事業計画の中で、①労務管理を抜本的に改善し、現場作業の加速化と作業性を向上するとともに、②マネジメントの改善と体制の強化による安全と品質の確保等を図ることとしている。原子力規制庁は、労働環境の改善等

の取組について、現場での実施状況の確認等を行っている。

さらに平成 26 年 3 月 20 日、再度、原子力規制委員会委員長、更田委員及び中村委員は東京電力社長と面談をし、緊急安全対策の進捗状況の報告を受けた。

原子力規制委員会委員長からは、作業の安全と士気を維持するうえでも環境や待遇を良くすることについてトップマネジメントして取り組むことなどを更に求めた。

(6) 原子力規制委員会の対応強化

原子力規制委員会は、汚染水の漏えい等に関する東京電力の取組について監視体制の強化を図るため、平成 25 年 5 月までに福島第一原子力規制事務所の原子力保安検査官計 2 名を増員した。平成 25 年度末現在、原子力規制事務所においては、10 名の職員が東京電力福島第一原子力発電所を担当している。

4. 事故原因に関する調査

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な原因の究明は、原子力規制委員会の重要な役割の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。

平成 24 年度第 34 回委員会（平成 25 年 3 月 27 日）では、技術的に解明すべき論点について、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員、原子力安全基盤機構職員及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）安全研究センター事務局から成る「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」を立ち上げることとした。これを受けて 5 月に検討会を設置し、平成 25 年度は 5 回の検討会と 4 回の現地調査を実施した。具体的には、1 号機原子炉建屋における出水の発生源や 4 号機原子炉建屋の水素爆発に関する水素の流入経路に関する検討等を行った。今後も、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、引き続き技術的な側面から調査を進めていくこととしている。

5. 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討

平成 25 年 3 月 7 日の復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合において、避難指示の解除に向け、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置の具体化等について、原子力災害対策本部で議論を行い、平成 25 年内を目処に一定の見解を示すことが決定され、原子力規制委員会は、科学的・技術的な見地から検討を行うこととなった。

原子力規制委員会は、平成 25 年 8 月、「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」を設置し、本検討チームにおいて、関係省庁や有識者、現地か

らのヒアリングを含む4回の検討会合を開催し、11月11日に議論を取りまとめた。原子力規制委員会は、本検討チームでの議論を踏まえ、11月20日に、「帰還に向けた安全・安心対策の基本的な考え方」を決定し、個人が受ける被ばく線量に着目し、住民の帰還に向けて被ばく線量低減や健康不安等に関する数々の取組や対策を提起した（表7）。

これを受けて、原子力災害対策本部の関係省庁において、本基本的考え方を踏まえた対策の具体化が図られ、平成25年12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」が閣議決定された。

表7 帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方の主なポイント

(1) 線量水準に関連した考え方

・住民の方々の帰還に当たっては、空間線量率から推定される年間の被ばく線量が20 mSvを下回ることを必須の条件とした上で、国際的な考え方を踏まえ、国は、以下について取り組むこと。

①長期的な目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1 mSv以下になるよう目指すこと

②避難指示の解除後、個々の住民の被ばく線量を低減し、住民の放射線に対する不安に可能な限りこたえる対策等をきめ細かく示すこと

(2) 住民の帰還に向けた具体的な取組

・住民の判断に資する、国の重厚な施策を整理したロードマップの策定

・国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明なども含めた個人線量の把握・管理

・個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開

・保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策の推進

・住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施

・帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備

第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリング

1. 総合モニタリング計画

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成25年4月1日改定）に沿って、陸域、海域等において実施した。原子力規制委員会では、放射線モニタリングに係る司令塔機能を担うとともに、同計画に基づいて放射線モニタリングを実施している。

また、同計画に基づき関係機関が実施している放射線モニタリングの結果について、原子力規制委員会では、前年度に引き続き、確認、解析を実施し、毎週、同委員会のホームページ²⁴において公表している。

表8 総合モニタリング計画に基づく主なモニタリング体制(平成26年3月31日現在)

対象	情報集約又は実施主体
全国的な環境一般	原子力規制委員会 ^{※1} 、各都道府県等
福島県全域の環境一般	原子力規制委員会 ^{※1} 、原子力災害対策本部、福島県等
海域	原子力規制委員会 ^{※1} 、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県等
学校、保育所等	原子力規制委員会 ^{※2} 、文部科学省、厚生労働省、福島県
港湾、空港、公園、下水道等	原子力規制庁、国土交通省、地方公共団体等
水環境、自然公園等、廃棄物	環境省、福島県、市町村等
農地土壌、林野、牧草等	農林水産省、地方公共団体等
食品	厚生労働省、農林水産省、地方公共団体等
水道	厚生労働省、原子力災害対策本部、地方公共団体等

※1 平成25年4月1日付けで文部科学省から原子力規制委員会に事務が移管

※2 平成25年4月1日から原子力規制委員会が一部を実施

2. 総合モニタリング計画に基づき原子力規制委員会が実施するモニタリング

平成25年度、原子力規制委員会では、文部科学省から放射線モニタリングの実施に関する所掌事務が移管されたことも踏まえ、「総合モニタリング計画」に基づき、全国的な環境一般のモニタリング、福島県全域の環境一般のモニタリング、海域のモニタリング等を実施した。

特に福島県全域のモニタリングについては、航空機モニタリングを実施し、平成25年5月に、同年3月11日時点の避難指示区域における空間線量マップを公表した。また、12月に、事故後30か月の東京電力福島第一原子力発電所

²⁴ <http://www.nsr.go.jp/activity/monitoring/monitoring2-2.html>

から 80km 圏内における空間線量マップを公表した。

さらに、福島県及び近隣県の学校等の公共性の高い場所に地方公共団体の要望を受けて設置している可搬型モニタリングポスト 675 台及びリアルタイム線量測定システム 2,700 台によって空間線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムでホームページに公表した。これに加え、平成 26 年 1 月、避難指示区域等の地域にリアルタイム線量測定システム 336 台及び可搬型モニタリングポスト 33 台を追加設置した。

また、原子力規制委員会は、福島県と協力し、平成 25 年度に福島県が新たに創設した基金を運用して、福島県及び避難指示区域等の 12 市町村が住民のニーズに応じてモニタリングを実施できる枠組みを整備した。

海域のモニタリングについては、前年度に引き続き、「総合モニタリング計画」の一部である「海域のモニタリングの進め方」に沿って、関係機関が連携して実施している。原子力規制委員会では、福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾等における海水・海底土の採取、分析を行った。さらに、平成 25 年 9 月、原子力規制委員会の下に「海洋モニタリングに関する検討会」を設置し、海水、海底土、海生生物のモニタリング結果の確認、測定手法の評価、必要に応じたモニタリング強化の検討等を行った。

また、平成 25 年 11 月には IAEA の海洋モニタリングの専門家が、東京電力福島第一原子力発電所周辺で実施された海水モニタリングの採水方法や分析方法について視察を行うとともに、原子力規制委員会を含む関係省庁に対して海洋モニタリングに関するヒアリングを行った。12 月、IAEA が公表した廃炉ミッションサマリーレポートの中で、海洋モニタリングについては、放射線レベルを監視するための包括的なモニタリングプログラムが策定されていると評価する一方、データの信頼性を保証するために結果の試験所間の比較を行うことや、海水モニタリングプログラムを高度化すべき等の指摘があった。

第3節 原子炉等規制法に基づく規制基準等の見直し

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関の定める規制基準を含む海外の規制動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、政府は、原子力規制委員会設置法の附則第17条により原子炉等規制法を改正し、法目的に国民の健康の保護、環境の保全等を掲げた。また、発電用原子炉施設について①重大事故（シビアアクシデント）対策の強化、②最新の技術的知見を取り入れ、既に許可を得た原子力施設にも新規制基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）の導入、③運転期間延長認可制度の導入、④発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化、等の措置を講じることとした。

核燃料施設等については、原子力規制委員会設置法の附則第18条により原子炉等規制法が改正され、その施設の特徴に応じて重大事故対策（加工施設及び再処理施設）、バックフィット制度（加工施設、試験研究用等原子炉施設、再処理施設、使用済燃料貯蔵施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設）等を導入するとともに、加工施設、発電用原子炉施設及び再処理施設に係る安全性の向上のための評価の導入等の措置を講じることとした。

1. 新規制基準の策定に向けた取組

（1）発電用原子炉に係る新たな規制基準等

発電用原子炉に係る新たな規制基準は、原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、原子力規制委員会設置法の施行日から10か月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされていた。

発電用原子炉に係る新たな規制基準の策定のため、原子力規制委員会は、「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規制基準に関する検討チーム」、「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」を立ち上げ、発電用原子炉に関する基準等について検討した。

「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」では、設計基準の強化や重大事故（シビアアクシデント）対策等に関する基準について、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規制基準に関する検討チーム」では、地震及び津波に対する設計基準について、議論した。その際には、外部事象（適用可能なもの）も含めて確率的リスク評価を前提とした上で、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界で最も厳しい水準の規制基準となるよう議論を行った。

これらの議論の後、約3週間のパブリックコメントを経て、原子力規制委員

会は、新規制基準の骨子を平成 25 年 4 月 3 日にとりまとめた（表 9）。その後、骨子を基に原子力規制委員会規則、告示、内規を作成し、4 月 11 日から 5 月 10 日までのパブリックコメントを実施した上で、意見を踏まえたものを 6 月 19 日に決定した。本規制基準は、6 月 28 日に公布、7 月 8 日に施行された。

今回策定した新規制基準は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、①地震、津波とも基準を強化した上で、既存の原子炉に対してもバックフィットさせることに加え、②仮に、今回見直した基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散抑制として対策を要求している。なお、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて必要とされた機能（設備・手順）は全て、7 月 8 日の新規制基準の施行段階で備えていることを要求するとともに、信頼性をさらに向上させるバックアップ施設については、施行日から 5 年後までに適合することを要求している。

また、「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」では、新規制の施行に必要とされた手続き等（表 10）について議論を行った。当該手続きに係る規則については、原子力規制委員会が平成 25 年 4 月にパブリックコメントを行い、7 月に実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を施行した。加えて、12 月には、原子力施設の安全性向上に係る事業者の自主的な取組を推奨するため、事業者自らが規制によるもの以外に事故の発生及び拡大の防止対策を講じた際に発電用原子炉施設の安全性の評価を行い、その結果を原子力規制委員会に届出させ、公表させるよう実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を改定した。

発電用原子炉のうち、研究開発段階にある日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「高速増殖原型炉もんじゅ」という。）に対する新規制基準については、発電用軽水型原子炉に対する新規制基準をベースとしつつ平成 25 年 7 月に施行した。なお、高速増殖炉固有の安全性に関連する事項に関しては、別途中長期的に議論することとしている。

表 9 発電用軽水型原子炉の新規制基準の骨子

主な検討項目	新規制基準骨子
設計基準の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・設計上考慮すべき自然事象として、竜巻、森林火災等を追加 ・火災防護対策の強化・徹底 ・安全上特に重要な機器の信頼性強化 ・外部電源の強化 ・熱を逃す系統の物理的防護
重大事故（シビアアクシデント）対策 （炉心損傷防止対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・通常操作による原子炉停止に失敗した場合の対策 ・原子炉冷却機能 / 減圧機能喪失時の対策 ・最終ヒートシンク喪失時の対策 ・サポート機能（電源・水等）の確保
重大事故（シビアアクシデント）対策 （格納容器破損防止対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気冷却・減圧・放射性物質低減対策（格納容器スプレイ） ・格納容器の加圧破損防止対策（フィルタ・ベント） ・格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却対策 ・格納容器内の水素爆発防止対策 ・原子炉建屋等の水素爆発防止対策 ・使用済燃料貯蔵プールの冷却対策
意図的な航空機衝突等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的な航空機衝突等のテロリズムにより炉心損傷が発生した場合に使用できる施設（特定安全施設）の整備を要求
敷地外への放射性物質の拡散抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・格納容器が破損に至った場合等を想定し、屋外放水設備の設置等を要求
津波に対する基準の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・既往最大を上回るレベルの津波を「基準津波」として策定し、基準津波への対応として防潮堤等の津波防護施設等の設置を要求
高い耐震性を要求する対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・津波防護機能を有する施設等は、地震により浸水防止機能等が喪失しないよう、原子炉圧力容器等と同じ耐震設計上最も高い「Sクラス」とする
活断層の認定基準の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震設計上考慮する活断層の認定において、必要な場合は中期更新世以降（約 40 万年前以降）まで遡って活動性を評価
より精密な基準地震動の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・サイト敷地の地下構造を三次元的に把握
地震による揺れに加え、地盤の「ずれや変形」に対する基準を明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・Sクラスの建物・構築物等は、その真下に活動性のある断層が無い地盤に設置

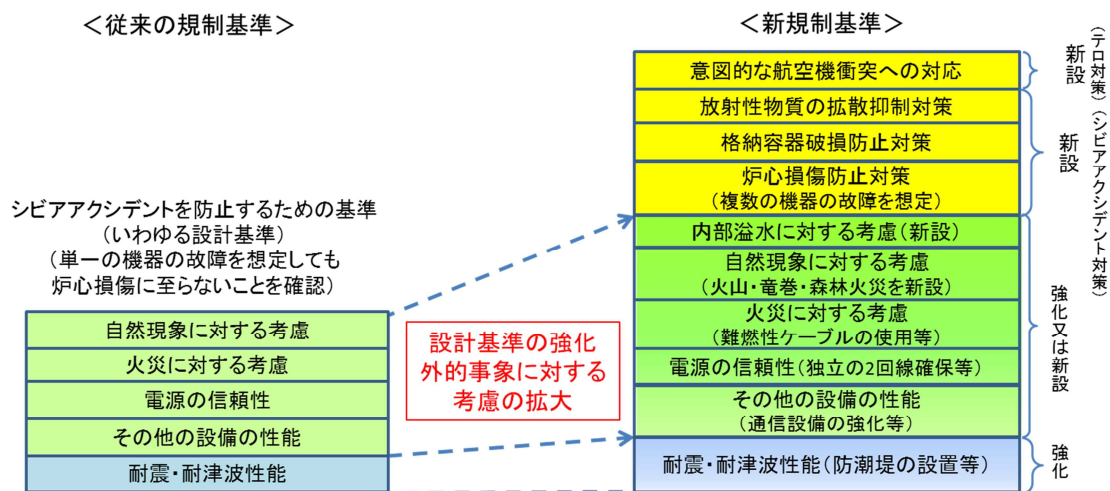


図5 発電用原子炉に係る従来の規制基準と新規制基準の比較

表10 発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する
検討チームにおける主な検討事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置許可申請書における添付書類の本文記載事項への格上げ (2) 設置変更許可事項の一部届出化 (3) 特定機器の型式認証について (4) 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織にかかる技術上の基準について (5) 発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化 |
|---|

(2) 核燃料施設等に係る新たな規制基準等

核燃料施設等に係る新たな規制基準は、原子力規制委員会設置法の施行日から1年3か月以内（平成25年12月18日まで）の政令で定める日から施行することとされていた。

核燃料施設等に係る新たな規制基準の策定のため、原子力規制委員会は、「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム」を立ち上げ、核燃料施設等に関する基準等について検討した。

「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム」では、核燃料施設等は、取り扱う核燃料物質の形態や施設の構造が多種多様であることから、それらの特徴を踏まえて、施設ごとに基準を策定することとし、それぞれの施設に応じた基準等について検討した（いわゆる **graded approach**）（表11）。

具体的には、核燃料施設等の共通的な事項として、地震・津波の評価方法を厳格化するとともに、火山、竜巻、森林火災等の設計上考慮すべき自然事象について最新の知見に基づく評価を要求した。また、多重防護の考え方に基づく

対策を要求し、再処理施設及び加工施設については、臨界事故や再処理施設における冷却機能の喪失による蒸発乾固等などといった重大事故対策として、施設の特徴を踏まえた対策を求めた。試験研究炉及び核燃料等使用施設については、事故時に及ぼす影響の大きさに応じた事故対策を要求し、廃棄物埋設施設については、管理期間中の適切な管理及び定期的な評価、管理を終了する段階における安全性の評価を要求するなど、後段規制における管理の強化等を図った。また、発電用原子炉施設と同様に新規規制の施行に必要とされ手続き等について、「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」と「核燃料施設等の新規規制基準に関する検討チーム」が合同で検討を行った。

当該検討チームにおける議論を踏まえ、原子力規制委員会は、パブリックコメントを経て、新規規制基準の骨子を平成 25 年 9 月 5 日にとりまとめた。骨子を基に原子力規制委員会規則、告示、内規を作成し、9 月 12 日から 10 月 11 日までパブリックコメントを実施した上で、意見を踏まえたものを 11 月 27 日に決定した。当該基準は、12 月 6 日に公布、12 月 18 日に施行された。こうした基準の策定に当たっては、IAEA の安全要件等に示された考え方を取り入れたほか、各国の規制基準を参考にした。この結果、国際的な基準と比較しても、遜色のない規制基準となっている。

表 11 核燃料施設等の新規規制基準の特徴

対象施設	新規規制基準の特徴
各施設に共通な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波の評価方法を厳格化 ・火山、竜巻、森林火災等の設計上考慮すべき自然事象について最新の知見に基づく評価を要求
加工施設	<p>【設計基準の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全機能の重要性と耐震重要度の関係の明確化・ウラン加工施設について、静的地震力の割り増し係数を引き上げ。加えて、安全上重要な施設は、地震・津波に係る要求を MOX²⁵加工施設並に厳格化 <p>【重大事故対策及び有効性評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故の発生防止対策等を要求。加えて、MOX 加工施設に対して「重大事故からの機能回復（収束を含む）」、「放射性物質及び放射線の敷地外への放出抑制（影響緩和）対策」等を要求 ・重大事故時の作業安全対策を要求（六ふっ化ウランの化学的影響を含む）

²⁵ 混合酸化物燃料(Mixed Oxide fuel)

試験研究用等原子炉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高中出力炉等、事故時に及ぼす影響が大きい試験研究用等原子炉施設（※）について、「多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止」を追加要求 ※熱出力 500kW 以上の水冷却型研究炉、ナトリウム冷却型高速炉、ガス冷却型原子炉、外部人為事象（第三者の不法な接近）等に対する考慮を明確化 ・敷地内の外部研究者や見学者等に対する事故の発生の連絡や必要な指示を行うための対策を要求。
使用済燃料貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送・貯蔵兼用の金属製乾式キャスクによる貯蔵方式に対して適用 ・基本的安全機能（閉じ込め、遮へい、臨界防止、除熱）の維持を要求
使用済燃料再処理施設	<p>【設計基準の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全機能の重要性と耐震重要度の関係の明確化、火災防護対策の強化・徹底、外部人為事象、内部発生飛来物、化学薬品の内部漏えい等に対する考慮を明確化 ・電源の信頼性強化 <p>【重大事故対策及び有効性評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質及び放射線の敷地外への放出抑制対策、意図的な航空機衝突等のテロ対策を要求
第二種廃棄物埋設施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ピット処分及びトレンチ処分に対して適用 ・設計で要求した機能が管理を終了するまで維持されるように廃棄物埋設地の保全を要求 ・管理期間中における定期的な評価や管理を終了する段階における評価等、後段規制に関する要求事項の強化
廃棄物管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理施設の特徴である廃棄物の処理及び管理に係る要求事項を明確化 ・管理要求として経年変化を含んだ定期的な評価を新たに導入
核燃料等使用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての核燃料物質使用施設に対する要求として、遮へい、閉じ込め、火災・爆発等の安全対策を明確化 ・施設検査対象施設（※）について、「多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止」について要求 ※原子炉等規制法施行令第 41 条に定める量の核燃料物質の使用許可を受けている施設・外部人為事象、内部発生飛来物、化学薬品の内部漏えい等に対する考慮の明確化

2. 運転期間延長認可制度の施行に向けた取組

上記の新規制基準の導入に加え、平成 25 年 7 月 8 日に、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 32 に規定する運転期間延長認可制度（実用発電用原子炉について、運転することができる期間を運転開始から原則 40 年とし、その満了までに原子力規制委員会が認可した場合には、1 回に限り 20 年を上限として運転期間の延長を認めるとするもの）が施行された。原子力規制委員会は、同制度において、運転期間延長の申請に際して、劣化状況を把握するための点検（特別点検）の

実施を求め、延長期間中の劣化を考慮した上で発電用原子炉に関する技術基準に適合していることを確認することとした。また、運転期間の延長認可に係る延長期間中の保守管理については、高経年化対策制度（後述）と一体的に運用することにより、その確実な実施を担保することとした。

なお、運転開始後 30 年を超過する実用発電用原子炉については、原子炉等規制法等に基づき、10 年ごとに劣化評価と長期保守管理方針の策定を義務づけている（高経年化対策制度）。

3. 民間規格の活用について

我が国の原子炉等規制法に基づく規制基準については、平成 17 年より、要求性能水準を規定しており、これを満たす詳細仕様を定める規格については、予め技術評価を行った上で、日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会等の民間規格を活用することとしている。

こうした技術評価を行うため、平成 25 年 10 月に「設計・建設規格及び材料規格の技術評価に関する検討チーム」を設置し、平成 25 年度中に 4 回の検討会合を開催した。

4. 安全目標の検討

安全目標とは、原子力施設の規制を進めていく上で、達成を目指す目標であり、旧原子力安全委員会において平成 13 年より議論が積み重ねられていたものの、決定には至っていなかった。

原子力規制委員会では、平成 24 年度から安全目標について検討を進め、平成 25 年度第 2 回委員会（平成 25 年 4 月 10 日）において、旧原子力安全委員会安全目標専門部会の検討結果を今後の安全目標の議論の基礎とすることとした。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、放射性物質による環境への汚染について、「事故時の Cs137（セシウム-137）の放出量が 100TBq を超えるような事故の発生頻度は 100 万炉年に 1 回程度を超えないように抑制されるべきである（テロ等によるものを除く）」ことを安全目標に追加することを了承した。また、安全目標に関しては、今後とも検討を継続していくこととした。

第4節 適合性審査の実施

1. 新規制施行後の審査等

発電用原子炉については、平成 24 年度第 33 回委員会(平成 25 年 3 月 19 日)において、新規制施行に向けた基本的な方針について議論し、新規制施行後の審査等の方法について了承した。

審査・検査に関しては、設置変更許可、工事計画の認可、保安規定認可に関連する申請を同時期に受け付け、ハード・ソフト両面から一体的に審査を実施することとし、検査は、審査後に実施することとした。敷地内破砕帯の調査を実施中の発電所については、原則として原子力規制委員会での一定の見解の取りまとめを、審査開始の前提とした。また、新規制施行前から稼働中のプラントについては、新規制基準をどの程度満たしているのか把握するための確認作業を、新規制基準の内容が固まった段階で速やかに開始することとした。

原子力規制委員会は、本方針を踏まえ、平成 25 年度第 3 回委員会(平成 25 年 4 月 17 日)において、当時、稼働していた関西電力株式会社大飯発電所(以下、「大飯発電所」という。)3・4号機について、新規制基準を踏まえた現状評価について作業を行うこととした。このため、「大飯発電所 3・4号機の現状に関する評価会合」を設置し、4月19日から6月24日まで計14回開催するとともに、現地調査を行った。その結果、原子力規制委員会は、大飯発電所3・4号機について、6月末時点の施設及び運用状況において、直ちに安全上重要な問題が生じるものでないとする現状評価書を、第13回委員会(7月3日)で取りまとめた。その際、新規制基準の要求事項をその時点で満たしていない部分については適切に対策を講じる必要があることを指摘するとともに、地震対策に関しては敷地周辺の断層の連続を考慮した地震動評価、地下構造の詳細な把握等が新規制基準の適合性審査の際に引き続き対応すべき課題である旨を指摘した。

核燃料施設等について、原子力規制委員会は、平成 25 年度第 37 回委員会(平成 25 年 12 月 25 日)において、新規制基準の適合確認のための審査の進め方について議論し、了承した。

核燃料施設等の適合確認のための審査については、透明性を確保しつつ、施設が事故時に及ぼす影響の大きさを考慮し、使用済燃料再処理施設及び MOX 燃料加工施設については原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合による審査、ウラン燃料加工施設及び試験研究用等原子炉施設(中高出力炉、ガス冷却型研究炉、ナトリウム冷却型研究炉)については原子力規制庁が原則として行う審査会合による審査、これらの施設以外の施設については原子力規制庁が実施する審査によって行うことを基本とした。原子力規制庁が行う審査については、審査開始時や途中段階で審査の進捗状況について委員会に報告することとした。

2. 適合性審査の状況

実用発電用原子炉については、原子力規制委員会が平成 25 年 7 月 8 日に新規規制基準を施行した後、平成 25 年度中に 8 事業者 10 原子力発電所 17 プラント(表 12) から新規規制基準に対応すべく申請書が提出された。(平成 26 年 5 月 20 日に新たに申請を受領し、9 事業者 11 原子力発電所 18 プラントになった。) これらの申請については、原子力規制委員会において了承された方針に基づき審査を行っているところであり、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を平成 25 年度において計 100 回開催した。審査会合においては、基準地震動及び基準津波高さの設定、竜巻、内部溢水、内部火災等に対する防護設計、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策等の重大事故等対策の有効性評価、重大事故等発生時における手順の整備等について、多くの議論が行われた。

平成 25 年度第 43 回委員会(平成 26 年 2 月 19 日)では、原子力発電所の設計の前提となる基準地震動及び基準津波高さが概ね確定し、かつ、他に重大な審査上の問題が無い原子力発電所については、審査における指摘事項等を反映させた申請書の補正を提出させ、「審査書案」を作成していくことを決定した。特に加圧水型原子炉・沸騰水型原子炉それぞれの中で最初に審査書案の作成作業に取りかかるものについては、後続の審査の模範となるような十分に質の高い審査書案を作成すべく、担当チームの枠を超えた共同作業を行うなどにより、審査チームの総力を結集して取り組むこととした。

これを受けて、平成 25 年度第 46 回委員会(平成 26 年 3 月 13 日)において、川内原子力発電所 1・2 号機については、基準地震動及び基準津波を確定出来る目途がつき、また、他に重要な審査上の問題がないと考えられることから、申請書の補正と審査書案の作成の準備に入ることとなった。

(平成 26 年 4 月 30 日、九州電力から川内原子力発電所 1・2 号機の設置変更許可申請の補正書が提出された。原子力規制委員会は、平成 26 年度第 6 回委員会(平成 26 年 5 月 2 日)において当該補正書について記載不足を指摘し、第 110 回審査会合(5 月 8 日)において補正書の再補正を行うよう指示した。原子力規制委員会は、事業者の対応を踏まえ、審査書案の作成の準備を進めていく予定である。)

核燃料施設等については、5 事業者 8 施設(表 13) から申請を受けている。これらの申請について、原子力規制委員会は、新規規制基準の適合確認のための審査の進め方に基づき審査を行っているところであり、平成 25 年度中に原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を計 12 回開催した。加えて、六ふっ化ウランを正圧で扱う燃料加工施設では、一般公衆に著しい放射線被ばくによるリスクを与えるおそれがないこと及び一般公衆に著しい化学的影響を与

えるおそれがないことを適合性審査と並行して現状確認を進めている。また、中高出力試験研究炉では、一般公衆に著しい放射線被ばくによるリスクを与えるおそれがないことを確認し、その確認結果を平成 25 年度第 46 回委員会（平成 26 年 3 月 13 日）に報告した。

表 12 実用発電用原子炉の申請等状況

申請者	対象発電炉	受領日	審査及び現地調査（回）	
			審査会合	現地調査
北海道電力	泊発電所 (1・2号炉)	平成 25 年 7 月 8 日	22	
北海道電力	泊発電所 (3号炉)	平成 25 年 7 月 8 日	50	1
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	平成 25 年 7 月 8 日	41	1
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	平成 25 年 7 月 8 日	41	2
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	平成 25 年 7 月 8 日	43	1
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	平成 25 年 7 月 8 日	52	1
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	平成 25 年 7 月 12 日	40	1
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 (6・7号炉)	平成 25 年 9 月 27 日	3	1
中国電力	島根原子力発電所 (2号炉)	平成 25 年 12 月 25 日	4	
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	平成 25 年 12 月 27 日	3	
中部電力	浜岡原子力発電所 (4号炉)	平成 26 年 2 月 14 日	2	
〔日本原子力発電〕	東海第二発電所	平成 26 年 5 月 20 日		

※1 度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うこともある。

※日本原子力発電東海第二発電所については、平成 26 年度に申請されたもの。

表 13 核燃料施設等の申請等状況

申請者	施設	受領日	審査会合 (回)
日本原燃（株）	再処理施設	平成 26 年 1 月 7 日	8
	MOX 燃料加工施設		4
	ウラン濃縮施設		6
	廃棄物管理施設		-
リサイクル燃料貯蔵 （株）	使用済燃料貯蔵施設	平成 26 年 1 月 15 日	-
三菱原子燃料（株）	ウラン燃料加工施設	平成 26 年 1 月 31 日	3
日本原子力研究開発 機構	廃棄物管理施設	平成 26 年 2 月 7 日	-
原子燃料工業（株）	ウラン燃料加工施設 （東海事業所）	平成 26 年 2 月 14 日	2

※1 度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うこともある。

3. 高経年化対策制度に係る審査

高経年化対策については、原子炉等規制法により、事業者に対して高経年化技術評価の実施及び長期保守管理方針の策定を義務づけており、保安規定変更認可の審査要件となっている。原子力規制委員会は、具体的な審査の進め方について、平成 25 年度第 17 回委員会（平成 25 年 7 月 31 日）及び第 35 回委員会（12 月 11 日）において、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについては原子力規制庁が事務局審査を実施すること、運転を前提とした評価を行っているプラントについては担当審議官以下のチームによる審査会合を開催して審査を行うこととの方針を了承した。また、これら審査の結果については、委員会報告し、了承を得ることとなった。

平成 25 年度、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについて、4 事業者 4 施設から申請があり、原子力規制委員会は、東京電力株式会社福島第二原子力発電所（以下、「東京電力福島第二原子力発電所」という。）2 号炉（平成 26 年 1 月 22 日認可）及び中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号炉（平成 26 年 2 月 26 日認可）について高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可した。また、運転を前提とした評価を行っている川内原子力発電所 1 号炉及び関西電力株式会社高浜発電所 3 号炉については、「原

子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合」を設置して平成 26 年 1 月より審査を開始し、計 3 回開催している。

表 14 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請状況

申請日	事業者	発電炉	運転開始後 30 年又は 40 年を経過する日
平成 25 年 7 月 31 日	東京電力 (株)	福島第二原子力発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止状態)	平成 26 年 2 月 2 日
平成 25 年 9 月 27 日	中国電力 (株)	島根原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止状態)	平成 26 年 3 月 28 日
平成 25 年 11 月 6 日	東北電力 (株)	女川原子力発電所 1 号炉 (30 年) (冷温停止状態)	平成 26 年 5 月 31 日
平成 25 年 11 月 12 日	関西電力 (株)	高浜発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止状態)	平成 26 年 11 月 13 日
平成 25 年 12 月 18 日	九州電力 (株)	川内原子力発電所 1 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 7 月 3 日
平成 26 年 1 月 15 日	関西電力 (株)	高浜発電所 3 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 27 年 1 月 16 日

第5節 原子力発電所敷地内破砕帯の調査

原子力規制委員会は、平成 24 年度第 2 回委員会（平成 24 年 9 月 26 日）及び第 5 回委員会（10 月 17 日）において、旧原子力安全・保安院が敷地内破砕帯の最近の活動性の有無等について追加調査を指示した 6 つの原子力発電所（東北電力株式会社東通原子力発電所（以下「東北東通原子力発電所」という。）、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「志賀原子力発電所」という。）、関西電力株式会社美浜発電所（以下、「美浜発電所」という。）、大飯発電所、日本原子力発電株式会社敦賀発電所（以下「敦賀発電所」という。）並びに高速増殖原型炉もんじゅ）について、現地調査と評価を行うこととした。

調査に当たっては、「日本活断層学会」「日本地質学会」「日本第四紀学会」「日本地震学会」の関係 4 学会から推薦を受けた学会内外の専門家から、活断層の認定、活断層調査、活断層調査計画の立案等に詳しく、個々の原子力施設のこれまでの安全審査（耐震バックチェック及び二次審査を含む）に関わったことのない学識経験者を選定し、原子力規制委員会の島崎委員を加え、発電所ごとに 5 名から成る有識者会合を構成した。有識者会合では、評価会合で議論を重ね、見解が一致した段階で評価書案をまとめる。その後、ピア・レビューにより、別の専門的視点から、その評価の内容に論理的矛盾がないか等についての検討が行われる。

平成 25 年度においては、平成 24 年度に引き続き大飯発電所、敦賀発電所、東北東通原子力発電所について有識者による調査等を行うとともに、新たに高速増殖原型炉もんじゅ、美浜発電所、志賀原子力発電所についても、調査等を実施した（表 15）。

1. 大飯発電所

大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 24 年度に調査等を開始し、これまでに 3 回の現地調査及び 7 回の評価会合を実施した。平成 25 年度には、有識者会合は、事業者による追加調査に対する第 3 回現地調査（平成 25 年 7 月 27 日、28 日）の結果を踏まえ、9 月 2 日開催の第 6 回評価会合において、非常用取水路を横切る破砕帯は「将来活動する可能性のある断層等」には当たらないとの見解で概ね一致し、第 7 回評価会合（11 月 15 日）において、評価書案について大筋で了承した。また、有識者会合は、12 月 27 日にピア・レビュー会合を開催し、評価書案に対して幅広い専門家の意見を聴いた上で、評価書を取りまとめた。その後、原子力規制委員会は、本評価書を、平成 25 年度第 42 回委員会（平成 26 年 2 月 12 日）で了承した。

2. 敦賀発電所

敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 24 年度までの現地調査、評価会合及びピア・レビュー会合の結果を踏まえ、第 5 回評価会合（平成 25 年 5 月 15 日）で、2 号機直下の破砕帯については、現段階までの知見によれば「耐震設計上考慮する活断層」に該当するとの評価をとりまとめた。本評価は、平成 25 年度第 7 回原子力規制委員会（5 月 22 日）で報告・了承された。その後、事業者から追加調査結果の報告があり、同報告の内容を精査した結果、原子力規制委員会は、改めて有識者会合で評価の見直しの要否について議論をすることとし、平成 26 年 1 月 20 日、21 日に現地調査を実施した。今後、評価会合等を開催し、現地調査結果に基づき議論を行う予定である。

なお、原子力規制委員会は、敦賀発電所 2 号機の使用済燃料貯蔵設備において冷却水が喪失した場合の影響評価等について報告徴収を行い、その妥当性を評価した結果、日本原子力発電株式会社（以下、「日本原子力発電」という。）に対し早急に追加の対応を求める必要はないと、平成 25 年度第 26 回委員会（平成 25 年 10 月 9 日）で判断した。

3. 東北東通原子力発電所

東北東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 24 年度に調査等を開始し、これまでに 4 回の現地調査及び 8 回の評価会合を開催した。平成 26 年 1 月 17 日に東北電力から受領した追加調査報告書を踏まえて、評価会合において議論を継続中である。

4. 高速増殖原型炉もんじゅ

高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 25 年度に調査等を開始し、これまでに 1 回の現地調査及び 1 回の評価会合を実施した。

当該有識者会合は、平成 25 年 8 月 26 日開催の評価会合の結果、破砕帯の活動性を評価するためのデータが不十分であるため、原子力規制委員会は、平成 25 年度第 23 回委員会（平成 25 年 9 月 25 日）において、日本原子力研究開発機構に対し、データ拡充のための追加調査計画の策定・報告を指示し、平成 26 年 3 月 28 日に同機構から追加調査報告書を受領した。今後、同追加調査報告書を踏まえ、有識者会合において、破砕帯の活動性について議論を行う予定である。

5. 美浜発電所

美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 25 年度に調査等

を開始し、これまでに1回の現地調査及び1回の評価会合を実施した。平成26年1月15日開催の評価会合の結果、破碎帯の活動性を評価するためのデータが不十分であるため、更なる追加調査の必要性が指摘された。今後、関西電力が追加調査を実施する予定である。

6. 志賀原子力発電所

志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、平成25年度に調査等を開始し、これまでに1回の現地調査及び1回の評価会合を実施した。評価会合（平成26年3月24日）の結果、破碎帯の活動性について結論が得られなかったため、引き続き評価会合で議論を行う予定である。

表 15 平成25年度における原子力発電所敷地内破碎帯調査の評価会合等の開催状況

対象発電所	会合及び現地調査等（回）	
	評価会合等	現地調査
関西電力大飯発電所	5	1
日本原子力発電敦賀発電所	4	1
東北電力東通原子力発電所	5	3
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	1	1
関西電力美浜発電所	1	1
北陸電力志賀原子力発電所	1	1

※評価会合等には、評価会合の他にピア・レビュー会合を含む。

第6節 全国の原子力施設の検査等の状況

1. 審査・検査等の状況

原子力規制委員会は、原子炉等規制法等に基づき、加工施設、試験研究用等原子炉施設、実用発電用原子炉施設、研究開発段階にある発電用原子炉施設（もんじゅ、ふげん）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質使用施設及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等に関する必要な規制を行っている。

原子力規制委員会は、原子炉サイト近傍に原子力規制事務所（全 22 か所）を設置し、原子力保安検査官を配置して、日々の保安規定の遵守状況の確認や施設定期検査の立ち会い等を実施している。平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、原子力規制委員会において実施した審査・検査等の状況は、表 16 のとおりである。

表 16 審査・検査等の状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

施設の種類		件数
加工施設 (6 施設)	設計及び工事の方法の認可	9
	使用前検査の合格	8
	溶接方法の認可	4
	施設定期検査	7
	保安規定の認可又は変更の認可	14
	保安検査	24
試験研究用等原子炉施設 (6 施設) (廃止措置中：8 施設)	設置変更許可	1
	設計及び工事の方法の認可	6
	設計及び工事の方法の変更の認可	1
	使用前検査の合格	4
	溶接方法の認可	1
	施設定期検査	7
	保安規定の認可又は変更の認可	9
保安検査	45	

施設の種類		件数
実用発電用原子炉 (17 施設) (廃止措置中：2 施設)	工事の計画の認可	24
	工事の計画の変更の認可	1
	工事の計画及び工事の計画の変更の届出	25
	使用前検査の合格	8
	燃料体検査の合格	24
	溶接事業者検査に係る評定	46
	施設定期検査	1
	定期事業者検査に係る評定	2
	保安規定の認可又は変更の認可	30
	保安検査	94
	廃止措置計画の変更の認可	1
	使用前検査の省略の指示	1
	原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項の届出	25
	実施計画の認可	1
	実施計画の変更の認可	7
	実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	3
	特定原子力施設に係る使用前検査の合格	5
特定原子力施設に係る使用前検査の省略	1	
特定原子力施設に係る溶接検査の合格	3	
研究開発段階にある発電用原子炉施設 (もんじゅ、ふげん) (建設中：1 施設) (廃止措置中：1 施設)	施設定期検査	1
	保安規定の認可又は変更の認可	2
	保安検査	8
	原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項の届出	2
使用済燃料貯蔵施設 (建設中：1 施設)	設計及び工事の方法の認可	1
再処理施設 (2 施設)	設計及び工事の方法の認可	3
	設計及び工事の方法の変更の認可	2
	使用前検査の合格	6
	溶接方法の認可	4
	施設定期検査	1
	保安検査	8
第二種廃棄物埋設施設 (2 施設)	廃棄物埋設施設に係る確認	2
	保安規定の認可又は変更の認可	1
	保安検査	8
廃棄物管理施設 (2 施設)	設計及び工事の方法の認可	1
	設計及び工事の方法の変更の認可	1
	施設定期検査	2
	保安規定の認可又は変更の認可	1
	保安検査	8
核燃料物質使用施設 (15 施設)	使用の許可	3
	使用の変更の許可	25
	施設検査の合格	8

	保安規定の認可又は変更の認可	11
	保安検査	60
核燃料物質等の工場または事業所の外における廃棄・運搬等	核燃料輸送物の設計の承認	13
	輸送容器の承認	14
	工場外等における運搬に関する確認	2
	放射能濃度の確認	4

※ 平成 26 年 3 月 31 日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

高速増殖原型炉もんじゅにおいて平成 24 年 9 月に実施した保安検査で、保安検査官が、保全計画の変更をせずに点検間隔が変更されている事例があると指摘した。これを受けて日本原子力研究開発機構は、11 月、安全上重要度の高いクラス 1 機器を含む相当数の機器について、保全計画に従った保守点検が行われず点検時期超過となっていることを公表した。原子力規制委員会は、この事実を確認するとともに、その後の保安検査結果等を踏まえ、平成 25 年 5 月 30 日には、日本原子力研究開発機構に対し、原子炉等規制法に基づく保安措置命令及び保安規定変更命令を行った。

保安措置命令への対応に関して、原子力規制委員会は、日本原子力研究開発機構から、平成 25 年 9 月 30 日に未点検機器の点検結果について、11 月 19 日に保守管理及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しについて、それぞれ措置が完了したとの報告を受けた。原子力規制委員会が保安検査等を通じて日本原子力研究開発機構の命令への対応状況について確認を進めたところ、平成 25 年度第 3 回保安検査において、日本原子力研究開発機構は、11 月 19 日に保全計画の見直しが完了したとして原子力規制委員会へ報告した時点において、保全計画の記載に関し、保全方式、次回点検時期、点検実績日等の内容について確認作業中であり、見直しが完了していなかったことが判明した。また、同保安検査時点において、日本原子力研究開発機構は、保全計画について合計約 760 件の不適合を検出しており、その後、全貌の把握、原因究明及び再発防止対策を行うとしていたことを確認した。平成 25 年度第 4 回保安検査においても、日本原子力研究開発機構から提出された報告について確認を行った。その結果、不適合管理すべき事案について不適合管理せずに訂正印によって保全計画を訂正する、安全上重要度の高い配管を支える構造物の点検について、目に見える範囲の外観点検しか行っていないなど、保全計画上の点検としては不十分であった。これらの事実は保安規定に違反するものであり、今後の保安検査において、日本原子力研究開発機構の対応状況を確認していくこととしている。

保安規定変更命令への対応について、原子力規制委員会は、日本原子力研究開発機構から、平成 25 年 10 月 3 日に保安規定変更申請を、12 月 26 日に同申請の一部補正を受けた。その後、日本原子力研究開発機構は、平成 26 年 3 月

19日に同補正申請を取り下げ、保安規定変更の申請を改めて行うこととしている。

原子力規制委員会としては、日本原子力研究開発機構からの報告に関し、引き続き、ヒアリング、保安検査等により各種根拠を含めて確認作業を進めている。

2. 放射線管理等報告

原子力規制委員会は、原子炉等規制法第67条第1項の規定等に基づき各原子力事業者が報告する放射性廃棄物の管理状況や放射線業務従事者の線量管理の状況等について、平成24年11月21日に公表した24年度上期分及び平成25年5月22日に公表した下期分を合わせて、平成24年度における放射線管理等報告を取りまとめた。

平成24年度の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理状況については、東京電力において東北地方太平洋沖地震の影響を評価中の東京電力福島第一原子力発電所を除き、全ての原子力施設において、それぞれの原子力施設における保安規定に定める年間放出管理目標値又は3か月間平均の濃度管理目標値を下回っていた。また、保安規定において年間放出管理目標値を定めていない一部の試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質使用施設については、過去の放出状況と比較して、特に大きな変動はなかった。

放射性固体廃棄物の管理状況については、全ての原子力施設において、放射性固体廃棄物を、貯蔵設備容量を超えて保管している施設はなかった。

平成24年度に、各原子力施設における放射線業務従事者個人が受けた線量は、東京電力福島第一原子力発電所を除く全ての原子力施設において、電離放射線障害防止規則第4条に定める線量限度（5年間につき100 mSv及び1年間につき50 mSv）を下回っていた。なお、東京電力福島第一原子力発電所では、1年間につき50 mSvを上回る放射線業務従事者1名（54.1 mSv）が確認されたが、この放射線業務従事者は、電離放射線障害防止規則第7条に定める緊急作業の従事者であり、同規則の緊急被ばく限度（100 mSv）を下回っていた。

平成24年度の再処理施設における海洋放出口周辺の海域の海水、海底土、海産物、漁具その他の保安規定で定めるものに係る放射性物質の濃度等は、測定値の一部において平常の変動幅を超えて、わずかに高い値が観測されたものが見られたが、これらは、施設の運転の状況、測定値の傾向等から、再処理施設の故障等の問題に起因するものではないと考えられる。

第7節 放射性同位元素等による放射線障害防止

1. 審査・検査等の状況

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、原子力規制委員会において実施した主な審査・検査等の状況は、以下のとおり。

表17 主な審査・検査等の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

	許可・届出等の種類	件数
許可使用者 (事業所数：2,376)	使用の許可（承認）	39
	許可使用にかかる変更の許可（承認）	426
	法人の合併又は分割の認可	13
	廃止等の届出	44
	立入検査	189
届出使用者 (事業所数：544)	使用の届出	40
	使用の届出に係る変更の届出	69
	廃止等の届出	31
	立入検査	1
表示付認証機器届出使用者 (事業所数：4,365)	表示付認証機器の届出	1,317
	表示付認証機器の使用に係る変更の届出	777
	廃止等の届出	979
	立入検査	12
届出販売業者 (事業所数：309)	販売業の届出	18
	販売業の届出に係る変更の届出	62
	廃止等の届出	12
	立入検査	1
届出賃貸業者 (事業所数：150)	賃貸業の届出	8
	賃貸業の届出に係る変更の届出	33
	廃止等の届出	1
	立入検査	1
許可廃棄業者 (事業所数：7)	廃棄業に係る変更の許可	1
	廃止等の届出	1
放射性同位元素等の工場又は事業所外における運搬	運搬容器の承認	4

2. 放射線管理状況

原子力規制委員会は、放射線障害防止法第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項の規定に基づき、放射性同位元素等の保管廃棄の状況、放射線業務従事者の被ばく管理状況等について、放射線障害防止法の規制を受ける各事業

所から報告された平成 25 年度放射線管理状況報告書（対象期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）について取りまとめた。

平成 24 年度の全ての事業所における放射性同位元素等の保管廃棄の状況は、過去の状況と比較して、特に大きな変動はなかった。

平成 24 年度の各事業所における放射線業務従事者個人の受けた線量は、全ての事業所において法令に定める線量限度（5 年間につき 100 mSv 及び 1 年間につき 50 mSv）を下回っていた。

3. 国際会議への参加

我が国では、IAEA が定めた国際基準等を踏まえ、放射線業務従事者の被ばく線量等について関係府省が国内の規制基準を定めている。原子力規制庁は、情報収集するとともに各国と意見交換するため、下記の IAEA 等の会合に参加した。

○IAEA 放射線安全基準委員会（RASSC²⁶）会合

第 34 回（平成 25 年 7 月 2 日～4 日）（オーストリア・ウィーン）

第 35 回（平成 25 年 11 月 19 日～21 日）（オーストリア・ウィーン）

○OECD/NEA 放射線防護・公衆衛生委員会（CRPPH²⁷）年次会合

第 71 回（平成 25 年 5 月 15 日～16 日）（フランス・パリ）

²⁶ Radiation Safety Standards Committee

²⁷ Committee on Radiation Protection and Public Health

第8節 原子力安全研究の推進等

原子力規制委員会では、世界で最も高いレベルの原子力規制の実現や福島県を中心とした放射線モニタリングの充実・強化といった重要課題に対処するため、必要な予算要求を行い、原子力安全基盤機構²⁸等の関係独立行政法人と連携した安全研究を進めてきた。

原子力規制委員会は、平成 24 年度に引き続き、重大事故（シビアアクシデント）対策、地震・津波対策等、各種規制課題に対応する調査・試験・研究の実施や解析コードの開発のための事業、市町村及び住民等の要望を踏まえたきめ細やかな放射線モニタリングの実施や、関係機関による放射線モニタリング結果のデータベースの構築等のための事業等を実施した。

安全研究については、規制上の課題に対応し、また規制上の優先度を踏まえたものとなるよう、関係機関が常にその内容を調整することが重要であることから、原子力規制委員会として安全研究が必要と考えられる分野を特定した「原子力規制委員会における安全研究について」を平成 25 年 9 月 25 日にとりまとめ、公表した。

また、国内外の原子力施設の事故情報等を収集・分析し、必要に応じて適時に規制に反映させるため、平成 24 年度に原子力規制庁に設置した技術情報検討会を、1～2 か月に 1 回程度の頻度で開催（平成 25 年度は 6 回開催）した。同検討会が過去に米国で発生した事象を分析した結果を踏まえ、原子力規制委員会は、平成 25 年 10 月、国内の電気事業者に対して、外部電源系に 1 相開放故障²⁹が発生した場合の検知の可否及び検知後の対応について報告を求めることとした。

²⁸ 平成 26 年 3 月に解散

²⁹ 電源における交流のうち 1 相が欠損すること

第4章 危機管理体制の整備のための取組

第1節 原子力災害対策の体制整備

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策を構築するため、平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法、原子力災害対策特別措置法等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された。

原子力災害対策に係る施策は、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として内閣に原子力防災会議が設置された。議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長を充て、議員に全ての国務大臣、内閣危機管理監を充てている。原子力防災会議の事務局長は、環境大臣が担う。

また、大量の放射性物質の放出等、原子力緊急事態が発生した場合に設置される原子力災害対策本部においては、副本部長に、従来の経済産業大臣に加え、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長を充て、本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監を充てている。原子力災害対策本部における役割分担としては、技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応する。原子力災害対策本部の事務局長は、原子力規制庁長官が担う。

1. 原子力災害対策指針の改定等

原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。このため、原子力規制委員会では、平成24年10月31日に同指針を策定した。その後、「今後、原子力規制委員会において検討を行うべき課題」としていた事項について検討を行い、平成24年度に1度（平成25年2月）、25年度に2度の改定を行った。

平成25年6月の改定では、原子力災害時の医療の基本的な考え方、安定ヨウ素剤の配付・服用方法、緊急時モニタリングに係る詳細に関する規定を行った。9月の改定では、実用発電用原子炉の新規制基準を踏まえた緊急時活動レベル（EAL）に関する詳細な規定を追加した。

また、原子力規制庁は、原子力災害対策指針の解説として「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」及び「緊急時モニタリングについて」を公表した。

表 18 原子力災害対策指針の改定（平成 25 年 6 月 5 日）のポイント

<p>緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等の具体化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施体制として、国の統括の下で地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携する体制をとることを記載。 ・緊急時モニタリングの事前措置として、国は緊急時モニタリングセンターの体制を準備すること、国は要員・資機材の動員計画を作成すること、地方公共団体は国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定めること等を記載。 ・発災後の緊急時モニタリングとして、国は緊急事態において速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定すること、緊急時モニタリングセンターで緊急時モニタリングを実施すること、緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表を国が一元的に実施すること等を記載。
<p>安定ヨウ素剤の事前配布の方法等の具体化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ³⁰：施設から 5 km 圏内目安）においては、地方公共団体が、原則として医師による説明や副作用・アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配布を行うことを記載。その上で、地方公共団体には、緊急時の紛失等に備えて、予備の安定ヨウ素剤を備蓄することが必要であることを記載。 ・PAZ 外においては、地方公共団体は、原則、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行うことを記載。ただし、緊急時に迅速な配布が困難と見込まれる等の地域では、PAZ と同様、事前配布も可能である旨を記載。 ・緊急時の服用については、原則として、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することを記載。

表 19 原子力災害対策指針の改定（平成 25 年 9 月 5 日）のポイント

<p>新規制基準を踏まえた EAL の設定</p>	<p>実用発電用原子炉の新規制基準設定に伴い原子力規制委員会が定める EAL の枠組みに以下の内容を反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒設の電源の設置が追加的に要求されるため、追加されるものも含め、一旦電気の供給が停止してから 30 分以内に供給されない場合を施設敷地緊急事態の判断基準とする。同様に直流電源についても新規制基準によって電源が強化されるため、供給停止が 15 分以上継続した場合を基準とする（全面緊急事態についてはその倍の時間を設定）。 ・火災や溢水発生時の安全機能の喪失。
---------------------------	--

2. マニュアル等の整備（主として内閣府が担当）

原子力災害対策指針の改正に合わせて、防災基本計画の原子力災害対策編が、中央防災会議において修正され（平成 26 年 1 月 17 日）、①予防的防護措置を準

³⁰ Precautionary Action Zone

備する区域（PAZ）及び緊急的防護措置を準備する区域（UPZ³¹）における避難準備・屋内退避・避難等防護措置の実施、②国、地方公共団体及び原子力事業者が連携した緊急時モニタリングセンターの立ち上げ並びに緊急時モニタリングの実施等について規定された。

また、原子力規制委員会を含む政府全体としての原子力災害時の対応について規定した原子力災害対策マニュアルも、同様に、原子力災害対策指針の改正内容に合わせて、原子力防災会議幹事会により改定された。

³¹ Urgent Protective action Planning Zone

第2節 緊急時対応への取組

1. 原子力防災訓練の実施等

原子力規制委員会は、平成 25 年 5 月、原子力災害時の政府の対応の拠点となる緊急時対応センター（ERC）を庁舎内へ移転・整備した。また、原子力規制委員会は、委員長、委員及び原子力規制庁幹部等による緊急時の参集訓練や各拠点の通信訓練、機能班ごとの対応要領の確認など種々の訓練を実施した。さらに、原子力事業者及び地方公共団体が実施する訓練の企画立案、参加等の支援を実施するとともに、24 時間体制で緊急時対応に当たる体制も前年度より維持している。

平成 25 年 10 月 11 日、12 日に、川内原子力発電所を対象として、国、地方公共団体、原子力事業者の合同で、内閣総理大臣も参加し、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力総合防災訓練を実施した。実際の災害場面に近似させるよう事故シナリオを参加者にあらかじめ提示せず、実時間での状況判断等の訓練が実施された。本訓練には、原子力規制委員会も参加した。また、他の原子力発電所所在地域においても、各道府県主催の原子力防災訓練が行われており、現地の原子力防災専門官をはじめとした原子力規制庁職員が訓練計画作成の支援を行うとともに、訓練へ参加した。防災訓練により得られた課題を改善し、原子力防災体制の継続的な充実・強化を図ることとしている。

原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告及びその要旨の公表が義務化された。また、原子力規制委員会は、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善等を命ずることができることとされた。これを受け、原子力規制委員会は、平成 25 年度には、計 3 回、原子力事業者防災訓練報告会を実施し、事業者の訓練報告の評価を行った。

2. 政府における地方公共団体の支援等（主として内閣府が担当）

地域における原子力災害対策の要となる地域防災計画（原子力災害対策編）は、関係地方公共団体が策定することとされており、緊急時に備え、その内容の具体化を図り、実効性を高めていくことが重要である。避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、地方公共団体のみでは解決が困難な対策について、内閣府を中心に政府を挙げて積極的に対応することとしている。平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」が決定され、13 地域（泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内）それぞれに、内閣府により課題解決の

ためのワーキングチームが設置された。各地域に共通して対応すべき事項については、原子力防災会議の下で関係府省等により検討結果が取りまとめられ「共通課題についての対応方針」として、平成 25 年 10 月 9 日に関係道府県に提示された。

平成 26 年 3 月末現在で、地域防災計画（原子力災害対策編）は、対象となる 21 道府県全てにおいて、また、135 市町村のうち 123 市町村において策定済みとなっている。周辺住民の避難計画については、71 市町村について計画を策定済みとなっている。

また、道府県による防災資機材整備や要援護者施設等の放射線防護対策の実施に対する財政的支援が内閣府により行われた（平成 25 年度予算 110.5 億円、平成 25 年度補正予算 200 億円）。さらに、内閣府令で定められた新たなオフサイトセンター立地地点の要件（原則として原子力発電所から 5～30km 圏内に設置）に基づき、北海道電力株式会社泊発電所、東京電力福島第二原子力発電所、四国電力株式会社伊方発電所に係るオフサイトセンターの移転・整備を進めた。なお、東京電力福島第一原子力発電所、中部電力株式会社浜岡原子力発電所、志賀原子力発電所に係るオフサイトセンターについては、平成 26 年度予算で移転・整備を行う予定である。

第3節 環境モニタリング

1. 全国的な放射線モニタリング等の実施³²

原子力規制委員会は、平成 25 年度に文部科学省より放射線モニタリングに実施に係る事務が移管されたことを受け、東京電力福島第一原子力発電所事故前より文部科学省が継続して行っていた以下の事業を、平成 25 年度より実施することとなった。これらの事業の一部は、「総合モニタリング計画」に基づき実施されており、測定結果については順次、公表した。

(1) 環境放射能水準調査（昭和 32 年度より実施）

全国 47 都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、平成 24 年度の測定結果については順次データベース化し公表した。さらに全国 297 カ所のモニタリングポストにおいて空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会のホームページで公開した。

(2) 海洋環境放射能総合評価（昭和 58 年度より実施）

原子力発電所及び核燃料再処理施設周辺海域（全 16 海域）において、海水・海底土・海産生物を年 1 回程度採取し放射能調査を実施した。また、平成 24 年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。

(3) 原子力発電施設等周辺の放射線監視（昭和 49 年度より交付金を交付）

原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）が実施する放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査を支援した。また、各地方公共団体から報告のあった測定結果をデータベース化し公表した。

この他、地方公共団体職員等を対象に地方公共団体における放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のため、「環境放射能分析研修」及び「モニタリング実務研修」を実施した。

2. 原子力艦寄港に係る放射能調査の実施³³

原子力規制委員会は、米国原子力艦が寄港する三港（横須賀港、佐世保港、金武中城港）において、定期的に放射能調査を実施するとともに、原子力艦の

³² 平成 25 年 4 月 1 日、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い、モニタリング実施に係る事務が文部科学省から移管された。

³³ 「全国的な放射線モニタリング等の実施」と同様に、平成 25 年 4 月 1 日、文部科学省から事務が移管された。

寄港時においては海上保安庁等関係機関と連携し、海水等を採取し放射能分析を実施した。

第4節 事故・故障等

原子炉等規制法等では、原子力事業者等に対し、原子力施設等で発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することを義務づけている。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに、原子力事業者等が原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会に報告した事故・故障等は 6 件であり、その内訳は、実用発電用原子炉（特定原子力施設を含む）が 5 件、研究開発段階にある原子炉施設（もんじゅ、ふげん）が 0 件、試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設が 0 件、その他原子力施設（加工施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設）が 1 件である(表 20)。また、放射線障害防止法に基づき放射性同位元素等取扱事業者が原子力規制委員会に報告した事故・故障等は 4 件である(表 21)。

表 20 原子炉等規制法に基づく報告を受けた事故・故障等一覧
(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

発生日※1	施設名	概要	INES※2
(1) 特定原子力施設			
H25.8.19	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	【管理区域内での放射性物質の漏えい事象】 平成 25 年 8 月 19 日、汚染水貯留タンクの周辺にある堰の排水弁から堰内に溜まった水が堰外へ流出していることが発見され、平成 25 年 8 月 20 日、H4 タンクエリアの No.5 タンクの水位が低下していることが確認された。事業者は当該タンクから汚染水が約 300m ³ 漏えいしたと推定している。 平成 26 年 3 月 31 日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。	3 (暫定)
H25.10.2	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	【管理区域内での放射性物質の漏えい事象】 平成 25 年 10 月 2 日、B 南エリアタンク(A5)の天板付近より RO 処理水（タービン建屋の滞留水からセシウム及び塩分を除去処理後の水）が堰内に漏えいし、漏えい水の一部が、当該タンクの点検用足場を経由して、堰外へも漏えいした。事業者は堰外へ RO 処理水が約 430L 漏えいしたと推定している。 平成 25 年 12 月 6 日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成 26 年 3 月 31 日現在、原子力規制庁は当該報告について評価中。	※3
H25.10.9	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	【管理区域内での放射性物質の漏えい事象】 平成 25 年 10 月 9 日、淡水化装置（RO-3）の工事を行っていた作業員が誤って配管の継手部を外したため、汚染水が当該配管の継手部から漏えいした。事業者は、汚染水の堰外への漏えいはないことを確認し、汚染水が約 11m ³ 堰内に漏えいしたと推定している。また、当該工事に従事していた作業員	※3

		6名の首から下の部位に身体汚染が確認された。 平成 25 年 12 月 6 日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成 26 年 3 月 31 日現在、原子力規制庁は当該報告について評価中。	
H26.2.6	東京電力株式会社 福島第一原子力 発電所	【管理区域内での放射性物質の漏えい事象】 平成 26 年 2 月 6 日、淡水化装置処理水の原子炉注水設備への移送配管に設けられているストレーナの圧力指示計から RO 処理水(タービン建屋の滞留水からセシウム及び塩分を除去処理後の水)が漏えいした。事業者は RO 処理水が約 600L 漏えいしたと推定している。 平成 26 年 3 月 31 日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。	※3
H26.2.20	東京電力株式会社 福島第一原子力 発電所	【管理区域内での放射性物質の漏えい事象】 平成 26 年 2 月 20 日、H6 タンクエリアの RO 濃縮水貯留 (C1 タンク) 上部天板部から RO 濃縮水(タービン建屋の滞留水からセシウム除去処理した後の水を淡水化处理した際に、逆浸透膜を通過できず淡水化できなかった水)がタンクエリア堰内に滴下する一方、天板に溜まった雨水を排水する雨どいを通じて堰外に漏えいした。事業者は RO 濃縮水が約 100m ³ 堰外に漏えいしたと推定している。 平成 26 年 3 月 31 日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。	※3
(2)	研究開発段階にある原子炉施設 (もんじゅ、ふげん)		
(3)	試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設		
(4)	その他原子力施設 (加工施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設)		
H25.6.13	株式会社グロー バル・ニュークリ ア・フュエル・ジ ャパン	【ウラン粉末缶同士の接触事象】 平成 25 年 6 月 13 日、第 2-3 階酸化ウラン取扱室(管理区域)において、ウラン粉末缶を搬送コンベヤにより第 2 酸化ウラン貯蔵場に搬送していたところ、臨界安全管理上、ウラン粉末缶同士の離隔距離を核的制限値 30 cm 以上に保つために設置されているインターロックが作動せず、2つのウラン粉末缶が搬送コンベヤ上で接触した。その後、事業者は直ちに接触したウラン粉末缶同士を移動し離隔距離を確保した。 平成 25 年 9 月 13 日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、原子力規制庁にて評価の上、平成 25 年 10 月 30 日、原子力規制委員会において当該事象の原因と対策に係る報告に対する評価は了承された。	0

表 21 放射線障害防止法に基づく報告を受けた事故・故障等一覧
(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

発生日 ^{※1}	施設名	概要	INES ^{※2}
放射性同位元素取扱施設			
H25.5.24	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 (KEK) 及び日本原子力研究開発機構 (JAEA) 大強度陽子加速器施設 J-PARC ハドロン実験施設	<p>【管理区域外への放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成 25 年 5 月 23 日、50GeV シンクロトロンからハドロン実験施設内の金標的に対して誤作動によって大量の陽子ビームが照射された。これにより金標的から生成した放射性物質がハドロン実験ホール内に飛散し、ハドロン実験施設内にいた作業員 34 名が計画外の被ばくをした。さらに、事業者がハドロン実験ホールの排気ファンを運転したため、当該放射性物質が管理区域外に漏えいした。</p> <p>加えて、事業者は本事象が法令報告対象に該当しないと誤った判断をした背景から、原子力規制庁への通報が平成 25 年 5 月 24 日となった。</p> <p>平成 25 年 8 月 12 日（平成 25 年 9 月 24 日に当該報告の訂正報告がなされた。）に、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、原子力規制庁にて評価の上、平成 25 年 8 月 21 日、原子力規制委員会において当該事象の原因と対策に係る報告に対する評価は了承された。</p>	1
H25.10.31	公立大学法人 大阪市立大学 理学部	<p>【管理区域外への放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成 25 年 10 月 29 日、大阪市立大学理学部 RI 室管理区域の廃止作業準備のため、同室のスミア検査を行ったところ、トリチウム密封線源を貯蔵している貯蔵箱表面及び室内壁面等においてトリチウム汚染が確認された。このことから、同大学が汚染検査範囲を管理区域外に広げて検査をしたところ、管理区域外のドアノブ等においてもトリチウム汚染を確認した。</p> <p>なお、同大学は管理区域外の汚染は人体へ影響を与えるレベルではなく、管理区域のある建物の外部への漏えいもないと判断している。</p> <p>平成 26 年 3 月 20 日、同大学から、当該事象の原因と対策に係る報告があり、26 年 3 月 31 日現在、原子力規制庁は当該報告について評価中。</p>	※4
H25.12.19	国立大学法人 東京農工大学 農学部	<p>【管理区域外への放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成 25 年 11 月 22 日、東京農工大学農学部放射線研究室の施設改修を行っていたところ、地下埋設型貯留槽に接続する土中埋設配管の一本に破損が発見された。平成 25 年 12 月 2 日から同大学は地中内の調査を開始し、平成 25 年 12 月 9 日、新たに 2 箇所の土中埋設配管の破損を発見した。</p> <p>その後、破損箇所付近の土壌を検査したところ、平成 25 年 12 月 18 日、管理区域外にある破損配管直下の土壌からトリチウム及び炭素 14 が検出され、また検出された放射能が自然放射能より高かつ</p>	※4

		<p>たため、平成 25 年 12 月 18 日、同大学は放射性物質が管理区域外へ漏えいしたと判断した。</p> <p>なお、同大学は漏えいした放射性物質による人への被ばく及び周辺環境への影響はないと判断している。</p> <p>平成 26 年 3 月 31 日現在、同大学は当該事象の原因等を調査中。</p>	
H26.3.24	国立大学法人 東京医科歯科大学	<p>【管理区域外への放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成 26 年 3 月 20 日、東京医科歯科大学は、管理区域内において硫黄 35 を使用した実験途中のサンプルが、平成 26 年 2 月 19 日及び平成 26 年 3 月 18 日に管理区域外の研究室に持ち出されたことを確認した。また、同大学はサンプルの一部が、医療ゴミとして廃棄または同研究室の流しから廃棄されたことを聞き取り調査で確認し、同大学が同研究室の流し台の排水溝まわりをスマイヤ測定した結果、検出された放射能が自然放射能より高かったため、平成 26 年 3 月 24 日、同大学は放射性物質が管理区域外へ漏えいしたと判断した。</p> <p>平成 26 年 3 月 31 日現在、同大学は当該事象の原因等を調査中。</p>	※4

※1 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づく報告のあった日を発生日として記載。

※2 INES³⁴は、IAEA 及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）が、原子力施設等の個々の事故・トラブルについて、それが安全上どのような意味を持つものかを簡明に表現出来るような指標として策定したもので、我が国においても、1992 年から運用している。INES 評価は、IAEA が発行している 2008 年版 INES ユーザーズマニュアルに従っている。評価レベルは、レベル 0（安全上重要でない事象）からレベル 7（深刻な事故）に分類して評価している。

※3 過去に原子力事故が発生し、応急の措置を講じている東京電力福島第一原子力発電所において発生する事故故障に関しては、IAEA からの提言を踏まえ、まず、東京電力福島第一原子力発電所の状況に係る原子力規制委員会の取組、モニタリング情報、事故・故障等の情報等について、海外に向けて、正確かつ分かりやすく発信することにより、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故・故障等が外部に与えた安全上の影響や重要性を説明することとしている。INES 評価については、INES 評価を適切に決定する上で必要な情報について事業者から報告を受けた後に適切に評価する予定。

※4 現在、INES 評価を適切に決定する上で必要な情報について事業者に対して報告を求めている。

³⁴ International Nuclear Event Scale

第5章 核セキュリティ及び保障措置に係る取組

第1節 核セキュリティに係る取組

1. 核セキュリティに関する検討会

原子力規制委員会が平成24年度に設置した核セキュリティに関する検討会においては、原子力施設の作業従事者等に対して個人の信頼性確認措置が導入されていないなどの我が国の核セキュリティ上の課題を踏まえ、個人の信頼性確認制度の導入、輸送時の核セキュリティ対策、放射性物質及び関連施設の核セキュリティを優先課題として検討を行っている。平成25年度においては、個人の信頼性確認制度の導入及び輸送時の核セキュリティ対策については、幅広い観点から実務上の検討を行うことが必要であるため、検討会の下にワーキンググループを設置し、検討を行った。

2. IAEAによる国際核セキュリティ諮問サービス（IPPAS）

国際核セキュリティ諮問サービスとは、IAEA参加国からの要請に基づき、IAEA主導のもと、各国の核物質防護専門家から構成されるチームが、その国の政府及び原子力施設を訪れ、施設の核物質防護措置の内容を確認するとともに、政府関係者及び原子力事業者からのヒアリングを行うことで、核物質防護条約及び核物質防護勧告（INFCIRC/225）へ準拠した防護措置を実施する上で必要な助言等を行うものである。（2014年3月までにIAEAでは40か国に62ミッションを派遣）

平成25年7月、我が国は「核セキュリティに関するIAEA国際会議」において、IPPASミッション受入れについて検討していることを表明した。12月、IPPASミッション要請の判断のため、IPPASの概要や有効性などに関してIAEAの担当者から説明を受ける場として、IPPASワークショップを開催し、平成25年度第38回委員会（平成26年1月15日）にてミッション受入れの要請を行うことを了承した。これを受けて、IAEAに対し、平成27年春までにIPPASミッションを受け入れる旨の正式要請を行った。

IPPASミッションの受入れにより、国際的かつ第三者的観点からの助言が期待でき、我が国の核セキュリティ体制の向上に資することとなると考えている。

3. 放射線発散処罰法の改正

平成17年にIAEAにおいて開催された核物質防護条約改正案の審議のための会議において、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組を強化するため、核物質防護条約の改正が採択された。改正の発効に向け、平成24年の第2回核セキュリティ・サミットにおいて、締約国は平成26年までに改正を締結

するための手続を加速化することが強く要請された。こうした国際的要請を踏まえ、我が国として条約の改正内容を担保するための法制上の措置を講ずるため、政府は、平成 26 年 2 月、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（放射線発散処罰法）の一部を改正する法律案」を第 186 回国会に提出した（平成 26 年 4 月 16 日成立）。

4. 核物質防護規定の認可

平成 25 年 7 月及び 12 月に原子炉等規制法の一部を改正する法律が段階的に施行されたことに伴って原子力施設の核物質防護措置を定めた実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等が改正されたことを受け、関係事業者における核物質防護規定の変更に係る認可等を行った。平成 25 年度における認可等の件数は、表 22 のとおりである。

5. 核物質防護検査

特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない核物質防護規定の遵守状況について、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、検査を実施している（核物質防護検査）。

平成 25 年度の核物質防護検査においては、平成 23 年度に行われた実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正による防護措置の強化に係る事業者の取組状況の確認を重点的に行った。平成 25 年度における核物質防護検査の件数は、表 22 のとおりである。

6. 核物質防護規定遵守義務違反への対応

(1) 日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター

原子力規制委員会は、平成 25 年 7 月 9 日から 7 月 12 日までの間、高速増殖原型炉もんじゅに対し、核物質防護検査を実施した。その結果、原子炉施設核物質防護規定で定める遵守事項のうち、4 件（①立入制限区域の柵等の障壁の設置、②出入管理の手続き、③核物質防護設備の定期点検、④核物質防護措置の定期的な評価及び改善）について一部不履行を確認し、核物質防護規定の遵守義務違反と認めた。

また、原子力規制委員会が指導していた事項について、申告なく、指導に従っていなかった事象を多数認めた。

これを受け、原子力規制委員会が事象の詳細、防護措置上の問題点及び根本原因を確認したところ、本件は、「組織的不正行為」とまでは言えないものの、事象が組織体制に起因することは明らかであり、かつ核物質防護上、極めて重大な事態に陥る可能性が存在したと言えることから、重要な防護措置の機能に

影響を及ぼしたことが認められるものと判断し、平成25年11月8日、日本原子力研究開発機構に対して文書により厳重に注意するとともに、再発防止を求めた。

(2) 日本原子力発電東海第二発電所

平成25年6月、日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「東海第二発電所」という。）は、周辺防護区域の一部区間のセンサを機能停止していたにもかかわらず、復帰させる際の機能確認を行わず、かつ、約半年間にわたって停止中に行うべき代替措置を実施していなかったことを、原子力規制委員会に申告した。これを踏まえ、原子力規制委員会は同事象について核物質防護規定の遵守義務違反を認め、8月、東海第二発電所に対し、文書により注意するとともに、再発防止を求めた。

また、同事業所は、平成25年5月23日認可の東海第二発電所核物質防護規定において無停電電源装置の設置について定め、同装置の設置完了までの間、防護設備の機能が失われた場合は、代替措置を講じることとしていた。しかしながら、原子力規制委員会が11月下旬から12月上旬にかけて同装置の設置状況を確認したところ、設置期限が超過しているにもかかわらず設置していない状態であることが判明したため、原子力規制委員会は、事業者から詳細な事実関係や原因等について確認し、核物質防護規定の遵守義務違反と認め、平成26年4月、日本原子力発電に対し、文書により注意するとともに、再発防止を求めた。

表 22 核物質防護規定の認可等の件数（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

核物質防護規定の変更の認可	82 件 (内訳) 加工施設 8 件 試験研究用等原子炉 5 件 実用発電用原子炉 43 件 研究開発段階炉 3 件 貯蔵施設 1 件 再処理施設 6 件 廃棄物管理施設 2 件 核燃料物質使用施設 14 件
核物質防護規定の遵守状況の検査	59 施設 (内訳) 加工施設 7 施設 試験研究用等原子炉 7 施設 実用発電用原子炉 17 施設 研究開発段階炉 2 施設 貯蔵施設 1 施設 再処理施設 2 施設 廃棄物管理施設 2 施設 核燃料物質使用施設 20 施設 特定原子力施設 1 施設

第2節 保障措置に係る取組

原子力規制委員会は、日・IAEA 保障措置協定³⁵及び追加議定書³⁶に基づき、我が国の核物質が核兵器などに転用されていないことの確認を IAEA から受けるため、①原子力施設や大学などが保有する全ての核物質の在庫量等を取りまとめて IAEA に報告し、② その報告内容が正確かつ完全であることを IAEA が現場で確認をするための査察等への対応を行っている。これらの活動を通じて国際社会における我が国の原子力の平和利用への信用の維持に努めている。

IAEA は、毎年、前年に行った保障措置活動についてとりまとめた「保障措置声明」を公表し、保障措置協定が発効しているすべての国についてその活動の評価結果を示している。平成 25 年 7 月 2 日に公表された「2012 年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、平成 16 年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる（拡大結論）」との評価がなされている³⁷。

この評価を受けて、我が国においては、ランダム査察³⁸などの活用により我が国全体としての保障措置活動の最適化を目指した「統合保障措置」が IAEA により導入されている。

この統合保障措置の下、東京電力福島第一原子力発電所においても、通常の保障措置活動の実施が困難な部分がお存在するものの、立入りが可能な 5 号機、6 号機及び共用プールなどにおいて必要な保障措置活動が IAEA により実施されている。

³⁵ 核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定

³⁶ 核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書

³⁷ http://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/news/20130710_sir.html

http://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/news/data/2012SIR_01.pdf

³⁸ IAEA の査察回数の低減を目的とし、従来、計画的に実施していた方法に代えて短時間通告によりランダムに実施する査察

付章 平成 25 年度の活動実績（資料）

第1節 原子力規制委員会の業務の基本方針及び関係独立行政法人

1. 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、平成 24 年度第 22 回委員会（平成 25 年 1 月 9 日）において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性、即応性に関する 5 つの活動原則を掲げた。

表 23 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく政策評価基本計画を決定するとともに、政策体系を策定し、毎年度、政策評価を実施し、PDCA サイクル（生産・品質等の管理を円滑に進めるための業務管理手法）を通じて業務の改善策の検討や新たな政策の企画立案に反映することとした。また、評価の実施に当たっては、政策評価懇談会において外部有識者の意見を聴くこととした。

2. 関係独立行政法人

原子力規制委員会は、原子力安全基盤機構の業務の全部並びに独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）及び日本原子力研究開発機構の業務の一部を所管している（ただし、原子力安全基盤機構については平成 26 年 3 月に原子力規制委員会へ統合）。

○ 原子力安全基盤機構

原子力施設に関する検査、原子力施設の設計に関する安全性の解析・評価、原子力災害の予防・拡大防止・復旧等に関する業務を担う。

なお、平成 25 年 11 月に、原子力安全基盤機構の原子力規制委員会への統合を規定する、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律が成立した。それにより、平成 26 年 3 月 1 日に当該法人は解散し、法人が担っていた業務は原子力規制委員会に移管された。

○ 放射線医学総合研究所

業務のうち、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防・診断・治療に関するものについて、文部科学省と共管。

○ 日本原子力研究開発機構

業務のうち、原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関するものについて、文部科学省と共管（一部、文部科学省及び経済産業省と共管）。

第2節 原子力規制委員会の開催実績

原子力規制委員会は、原則として委員会を公開で行う方針の下、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに 47 回（定例会議 46 回、臨時会議 1 回）の委員会を開催し、157 件の原子力規制委員会決定（以下、「委員会決定」という。）を行った。主な審議等事項及び委員会決定は、表 24 及び表 25 のとおりである。

表 24 原子力規制委員会における主な審議等事項
(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

回	月日	主な審議等事項
平成 25 年		
1	4. 3	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則、東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示 災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の一部改正 運転期間延長認可制度及び高経年化対策制度に係る政令・規則等の整備について 高速増殖原型炉もんじゅに係る規則等の整備について 発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案に対するパブリックコメントの結果 安全目標について
2	4. 10	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所における地下貯水槽からの漏えい及び最近の事故・トラブルを踏まえた対応状況 原子力安全基盤機構の中期計画及び業務方法書の変更に係る認可 原子力安全基盤機構の原子力規制委員会への提言等に係る基本方針等 原子力災害対策指針（改定原案）について 安全目標について 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備等に関する原子力規制委員会規則案
3	4. 17	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力大飯発電所の現状評価の進め方 環境モニタリング結果の解析 平成 24 年度第 4 四半期における専決処理について 効果的な原子力システムに関する国際原子力機関（IAEA）国際会議等の結果概要報告
4	4. 24	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（仮称）のパブリックコメントについて 東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議の結果 東京電力福島第一原子力発電所における最近の事故・トラブルについて 原子力規制委員会の平成 24 年度年次報告の骨子案

回	月日	主な審議等事項
5	5. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・美浜発電所 1 号機における非常用ディーゼル発電機の故障に係る関西電力からの報告に対する評価 ・平成 24 年度第 4 四半期の保安検査の実施状況 ・平成 25 年度各原子力規制事務所における保安検査の基本方針 ・保安検査のあり方に関する検討状況 ・国際原子力安全諮問グループ (INSAG) 等の結果概要報告
6	5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価及び今後の対応 ・国際原子力規制者会議 (INRA) の結果概要報告
7	5. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力発電敦賀発電所敷地内破砕帯の評価 ・高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する対応 ・東京電力福島第一原子力発電所の地下貯水槽からの漏えい事故等について
8	5. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・大強度陽子加速器施設 (J-PARC) における放射性物質の管理区域外への漏えいについて ・高速増殖原型炉もんじゅに関する原子炉等規制法に基づく命令 ・日本原子力発電敦賀発電所 2 号機の使用済燃料貯蔵設備の評価 ・平成 24 年度原子力規制委員会年次報告 ・高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の立上げ ・東京電力福島第二原子力発電所「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る 2 号機の実施状況」の確認結果 ・第 5 回国際原子力機関 (IAEA) 国際専門家会合の結果概要報告
9	6. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改定案 ・東京電力福島第一原子力発電所の事故から 2 年間の航空機モニタリングの線量の推移 ・大強度陽子加速器施設 (J-PARC) ハドロン実験施設における放射性物質の漏えい事故を踏まえた今後の対応 ・汚染水処理対策委員会のとりまとめ
10	6. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・運転期間延長認可制度及び高経年化対策制度に係るパブリックコメントで寄せられた意見への対応等 ・研究開発段階発電用原子炉の関係規則等に係るパブリックコメントで寄せられた意見への対応 ・平成 24 年度核物質防護検査等の実施結果 ・平成 24 年度に発生した原子力施設の事故故障等のとりまとめ ・経済協力開発機構原子力機関原子力施設安全委員会 (OECD/NEA/CSNI) 会合等の結果概要

回	月日	主な審議等事項
11	6. 19	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係法令等の整備及び施行に伴う手続き等 今後の原子力規制委員会における民間規格の活用について 大強度陽子加速器施設（J-PARC）ハドロン実験施設における放射性物質の漏えい事故を踏まえた対応 グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン燃料加工施設におけるウラン粉末缶の接触について 欧州原子力安全規制者グループ（ENSREG）会合の結果概要 東京電力福島第一原子力発電所における取水口（護岸）付近の地下水調査結果
12	6. 26	<ul style="list-style-type: none"> 大強度陽子加速器施設（J-PARC）ハドロン実験施設における放射性物質の漏えい事故に関する現地調査の結果等 東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定の変更 東京電力福島第一原子力発電所の港湾における海水モニタリング結果
13	7. 3	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力大飯発電所3号機及び4号機の現状評価 緊急時活動レベル（EAL）設定に係る今後の検討及び原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案等 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内規）の改正について 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく計画的な立入検査の専決処理について 平成25年度第1四半期の技術情報検討会の実施状況
14	7. 10	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準適合性審査の進め方 東京電力福島第一原子力発電所の護岸、港湾内、放水口付近の地下水／海水中の放射性物質濃度の検出と護岸近傍止水対策工事の進捗 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき報告のあった事故故障等への対応状況 原子力施設等の事故・トラブルに対する国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）評価 国際原子力機関（IAEA）による「2012年版保障措置声明」の公表及び我が国における保障措置活動の実施結果
15	7. 17	<ul style="list-style-type: none"> ウラン燃料加工施設において取り扱われる六ふっ化ウランに関する対応 核セキュリティに関する検討会における検討状況 平成25年度第1四半期における専決処理 日本原子力発電による報告徴収に対する異議申立てについて
16	7. 24	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電による異議申立てにおける報告徴収の執行停止申立てについて 日本原子力発電敦賀発電所の追加調査結果報告への対応 核燃料施設等に係る新規制基準骨子案について 緊急時活動レベル（EAL）設定の検討状況 原子力事業者防災訓練の確認 東京電力福島第一原子力発電所事故以降の走行サーベイの線量の推移

回	月日	主な審議等事項
17	7. 31	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対策の実施状況に係る立入検査の実施について 緊急時活動レベル（EAL）設定に伴う原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則等の一部改正について 大洗研究開発センター材料試験炉（JMTR）及び人形峠環境技術センター製錬転換施設における非管理区域への放射性物質の漏えいに関する日本原子力研究開発機構からの報告に対する評価 発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領（訓令） 平成 25 年度第 1 四半期の保安検査の実施状況 保安検査のあり方（中間報告） 高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査について 日本原子力発電からの異議申立てに係る意見の陳述について 特定原子力施設監視・評価検討会の検討状況 日本原子力研究開発機構東海再処理施設についての提案
18	8. 14	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力研究開発機構改革本部中間とりまとめ（改革の基本的方向） 東京電力「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の認可 原子力の安全に関する条約日本国第 6 回国別報告 日本原子力発電敦賀発電所 2 号機の使用済燃料貯蔵設備の評価に関する報告 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査について 日本原子力研究開発機構再処理施設における潜在的ハザードの実態把握について 宮城沖地震発生時に原子力規制庁と東北電力本店即応センターとの間でテレビ会議システムの接続が遅れた件について
19	8. 21	<ul style="list-style-type: none"> 大強度陽子加速器施設（J-PARC）ハドロン実験施設における放射性物質の漏えい事故に関する報告に対する評価 平成 24 年度に実施した政策の評価 海洋モニタリングに関する検討会の立上げ 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水貯留タンクからの漏えいについて
20	8. 28	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度原子力総合防災訓練計画に関する意見 原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則案 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点についての改正案 汚染水貯留タンクからの漏えいについて 東京電力福島第一原子力発電所に対する保安検査基本方針 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームの立上げ 民間規格の技術評価の実施に係る計画 日本機械学会設計・建設規格及び材料規格に係る技術評価の実施について

回	月日	主な審議等事項
21	9. 5	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則案 核燃料施設等に係る新規制基準骨子案に対する意見募集の結果 東京電力福島第一原子力発電所汚染水貯留タンクの漏えいの状況と原子力規制庁の対応の強化 平成 26 年度概算要求及び機構定員要求
22	9. 11	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料サイクル工学研究所再処理施設分析所の非管理区域における汚染に関する日本原子力研究開発機構からの報告書に対する評価 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備等に関する、原子力規制委員会規則案について
23	9. 25	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の追加調査計画の策定 原子力規制委員会における安全研究の推進 国際原子力規制者会議（INRA）や各種二国間会合等、国際アドバイザーとの会談の結果概要 東京電力福島第一原子力発電所における 1、2 号機の排気筒の損傷について 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備の補修について
24	9. 26	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全基盤機構の監事の任命について
25	10. 2	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力研究開発機構の改革計画 日本原子力発電による異議申立てに対する決定 東京電力柏崎刈羽原子力発電所（6 号炉及び 7 号炉）原子炉設置変更許可等の申請について 第 1 回日仏規制当局間会合に関する結果報告
26	10. 9	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電からの敦賀発電所 2 号機の使用済燃料貯蔵設備に関する報告に対する原子力規制委員会の評価 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水貯留タンクからの漏えいについて 原子力施設に係る平成 24 年度放射線管理等報告 原子力総合防災訓練について 日本原子力発電株式会社異議申立書の添付書類「本件処分に対する意義申立ての理由」の補充について
27	10. 16	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所における淡水化処理装置からの汚染水漏えいについて 原子力総合防災訓練の実施状況 地域の防災計画の充実に向けた取組状況
28	10. 23	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全基盤機構の解散に関する法律案 東京電力「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更（モバイル式処理設備の設置等）の認可 平成 25 年度第 2 四半期の技術情報検討会の実施状況 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の追加調査計画について 平成 25 年度第 2 四半期における専決処理について 原子力規制庁長官指示による東京電力からの報告書（10 月 15 日受領）について

回	月日	主な審議等事項
29	10. 30	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更（燃料取出しにおける燃料健全性確認及び取扱い等）の認可 グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおけるウラン粉末缶の接触に係る同社からの報告に対する評価 平成 25 年度第 2 四半期の保安検査の実施状況 東京電力広瀬社長との面談結果
30	11. 6	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖原型炉もんじゅにおける核物質防護規定遵守義務違反について 大阪市立大学の放射性同位元素等取扱事業所における放射性物質の漏えいについて 核燃料施設等の新規制基準及び発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に係る規則案・内規案に関するパブリックコメントの結果 核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方案 経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）主催ワークショップ及びスウェーデン原子力規制機関との会談等の結果概要
31	11. 13	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料施設等の新規制基準及び発電用原子炉施設・特定原子炉施設に係る政令案・規則案・内規案に関するパブリックコメントの結果 核燃料施設等の新規制基準に係る補足説明 国際原子力機関（IAEA）海洋モニタリング専門家視察に関する報告 東京電力柏崎刈羽発電所の適合性審査の進め方
32	11. 20	<ul style="list-style-type: none"> 帰還に向けた安全・安心に関する基本的考え方 もんじゅにかかる保安措置命令に対する日本原子力研究開発機構からの報告 美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の立上げ 東京電力福島第一原子力発電所 4 号機使用済燃料プールからの燃料取出し状況
33	11. 27	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係法令等の整備等 原子力安全基盤機構の統合に際して必要となる応募書類に関する原子力規制委員会規則の制定
34	12. 4	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所 4 号機の燃料取出し作業の確認状況 国際原子力機関（IAEA）の総合的規制評価サービス等の今後の受入 第 6 回日中韓上級規制者会合の結果概要
35	12. 11	<ul style="list-style-type: none"> ウラン燃料加工施設において取り扱われる六ふっ化ウランに関する対応 高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査について 日本原子力研究開発機構再処理施設における潜在的ハザードの実態把握調査結果 国際原子力機関（IAEA）専門家の来日について IAEA の国際原子力安全諮問グループ（INSAG）及び東京電力福島第一原子力発電所事故包括的報告書に関する諮問委員会（ITAG）の結果概要 IAEA の総合的規制評価サービス等の今後の受入

回	月日	主な審議等事項
36	12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構再処理施設における潜在的ハザードの固化・安定化計画と対応姿勢に関する確認 ・日本原子力発電敦賀発電所の敷地内破砕帯に関する論点整理 ・免震構造の審査手引きの提案 ・故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対処等に関する審査の取扱い ・放射線審議会を設置について ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について ・平成 25 年度補正予算案及び平成 25 年度補正機構・定員案
37	12. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設等の適合確認等の進め方 ・東京農工大学の放射性同位元素等取扱事業所における放射性物質の漏えいについて ・地域の原子力防災対策の充実・強化への支援の取組 ・「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」について ・東京電力福島第一原子力発電所事故から 30 か月後の航空機モニタリングによる空間線量率 ・平成 26 年度予算案
平成 26 年		
38	1. 15	<p>「六ふっ化ウランが一般公衆に及ぼす化学的影響に関する確認事項（案）」に対するパブリックコメントの結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に係る原子炉等規制法に基づく命令に対する日本原子力研究開発機構の対応状況 ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について ・国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービスについて ・法令に基づく事故故障等の報告を原子力規制委員会へ報告する基準 ・訓練報告会の結果報告（平成 24 年度に原子力事業者が実施した訓練結果の評価（案））について
39	1. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第二原子力発電所保安規定変更認可申請（2 号炉の高経年化技術評価等）の認可 ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について
40	1. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全基盤機構の中期目標の変更 ・平成 25 年度第 3 四半期における専決処理について ・放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（放射線発散処罰法）の一部改正について ・「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」に関する報告
41	2. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について ・志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合について ・東京電力福島第一原子力発電所への対応状況について

回	月日	主な審議等事項
42	2. 12	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全基盤機構の中期計画の変更について 原子力安全基盤機構の業務方法書の変更について 原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備について 原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制等について 関西電力大飯発電所敷地内破砕帯の評価について 平成 25 年度第 3 四半期の保安検査の実施状況について 東京電力福島第一原子力発電所における原子炉注水設備への水移送配管のストレーナ圧力指示計から逆浸透膜（RO）処理水が漏えいした事象について 新規制基準適合性審査の状況について
43	2. 19	<ul style="list-style-type: none"> 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案について 核燃料施設等における新規制基準適合性審査及び現状確認の状況について 原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について
44	2. 26	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係法令等の制定について 原子力規制委員会防災業務計画の修正について 緊急時対策支援システム（ERSS）における運用マニュアルの改訂について 中国電力島根原子力発電所保安規定変更認可申請（1号炉の高経年化技術評価等）の認可について 東京電力福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量の制限の達成に向けた規制要求について 東京電力福島第一原子力発電所における H6 タンクエリアの逆浸透膜（RO）濃縮水貯留タンク上部から RO 濃縮水の堰外への漏えいについて 燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて
45	3. 5	<ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会委員の選任について 原子力規制委員会の取組の公表について 原子力規制委員会職員の採用状況について
46	3. 13	<ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会委員の任命について 新規制基準適合性審査の状況について 京都大学研究用原子炉（KUR）に係る現状確認 米国出張報告について
47	3. 26	<ul style="list-style-type: none"> 審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について 平成 26 年度原子力規制委員会事後評価実施計画及び当面のスケジュール 原子力防災対策車等の緊急自動車化について 田中原子力規制委員会委員長と廣瀬東京電力代表執行役社長との面談 東京医科歯科大学における放射性同位元素の管理区域外への漏えい 第 7 回国際原子力機関（IAEA）国際専門家会合の結果概要報告

※ 第 24 回は、人事に関する情報を取り扱うため、情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号及び第 6 号ニに定める不開示情報に該当することから、会議を公開せずに実施。

表 25 主な委員会決定
(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

決定日	主な委員会決定
【東京電力福島第一原子力発電所関連】	
4. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則
8.14	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に係る実施計画の認可 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正
10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に係る実施計画の変更認可（モバイル式処理設備の設置等）
10.30	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に係る実施計画の変更認可（燃料取出しにおける燃料健全性確認及び取扱い等）
【原子炉等規制法関連】	
6.12	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの保安規定変更認可申請の申請時期について（指示）
6.19	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則
7.31	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領（訓令）
10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・米国情報「電源系統の設計における脆弱性」に係る報告の指示
11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則 ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示
【個別施設関連】	
（東京電力福島第二原子力発電所関連）	
7.31	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害事後対策の実施状況に係る立入検査の実施について（通知）
1.22	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の変更の認可
（高速増殖原型炉もんじゅ関連）	
5.22	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価及び今後の対応
5.29	<ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 3 項の規定に基づく保安規定の変更命令 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令
9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の追加調査計画の策定
11. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定の遵守について（厳重注意）

決定日	主な委員会決定
(日本原子力発電敦賀発電所関連)	
5.29	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項の規定に基づく敦賀発電所 2 号機の保全に係る報告徴収
7.24	・日本原子力発電による異議申立てにおける報告徴収の執行停止申立てに対する決定
10. 2	・日本原子力発電による異議申立てに対する決定
10. 9	・日本原子力発電からの敦賀発電所 2 号機の使用済燃料貯蔵設備に関する報告に対する原子力規制委員会の評価
(その他)	
5. 8	・美浜発電所 1 号機における非常用ディーゼル発電機の故障に係る関西電力からの報告に対する評価
7. 3	・関西電力大飯発電所 3 号機及び 4 号機の現状評価
7.31	・大洗研究開発センター材料試験炉 (JMTR) における非管理区域への放射性物質の漏えいに関する独立行政法人日本原子力研究開発機構からの報告に対する評価 ・人形峠環境技術センター製錬転換施設における非管理区域への放射性物質の漏えいに関する独立行政法人日本原子力研究開発機構からの報告に対する評価
8.21	・独立行政法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構大強度陽子加速器施設 J-PARC ハドロン実験施設における放射性物質の漏えいに対する評価
9.11	・核燃料サイクル工学研究所再処理施設分析所の非管理区域における汚染に関する日本原子力研究開発機構からの報告書に対する評価
10.30	・グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおけるウラン粉末缶の接触に係る同社からの報告に対する評価
【原子力災害対策関連】	
6. 5	・原子力災害対策指針の全部改正
7. 3	・原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案に関する事前評価 ・原子力災害特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則に関する事前評価
8.28	・平成 25 年度原子力総合防災訓練計画に関する意見 ・原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則 ・原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について (内規) の改正
9. 5	・原子力災害対策指針の全部改正 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の一部を改正する命令
【その他】	
4.10	・独立行政法人原子力安全基盤機構業務方法書の変更認可 ・独立行政法人原子力安全基盤機構の中期目標を達成するための計画 (中期計画) の変更案についての財務大臣への協議
5.29	・平成 24 年度原子力規制委員会年次報告

決定日	主な委員会決定
7.31	・発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領(訓令)について
8.14	・原子力の安全に関する条約日本国第6回国別報告
8.21	・平成25年度政策評価事後評価書
10.23	・独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案
11.20	・帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方
11.27	・独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律附則第3条第3項に基づき、原子力規制委員会職員の募集に関し独立行政法人原子力安全基盤機構が作成する書類の記載事項を定める規則
	・核燃料物質の使用に係る新規規制基準の施行に伴う報告の提出について(指示)
12.11	・ウラン燃料加工施設における六ふっ化ウランの取扱いが一般公衆に及ぼす化学的影響に関する報告の提出について(指示)
1.29	・独立行政法人原子力安全基盤機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)の変更
2. 5	・原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等
2.12	・独立行政法人原子力安全基盤機構の中期目標を達成するための計画(中期計画)の変更について(協議)
	・独立行政法人原子力安全基盤機構の業務方法書の変更認可
	・独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行期日を定める政令
2.19	・放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
2.26	・緊急時対策支援システム(ERSS)における運用マニュアル(内規)の改正
	・島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更の認可
	・東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所5号機における燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりに係る同社からの報告書等に対する評価等について
3.13	・放射線審議会委員の任命
3.26	・平成26年度原子力規制委員会事後評価実施計画

第3節 各種検討会合等の活動

審議会等

- 原子炉安全専門審査会
- 核燃料安全専門審査会
- 放射線審議会
- 独立行政法人評価委員会

新規制基準関係

- 発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム
- 発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム
- 発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム
- 核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム
- 新規制基準適合性に係る審査会合（原子力発電所・核燃料施設）

原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

- 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

特定の施設関係

- 特定原子力施設監視・評価検討会
- 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会
- 大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合

その他

- 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム
- 核セキュリティに関する検討会
- 技術情報検討会
- 設計・建設規格及び材料規格の技術評価に関する検討チーム
- 海洋モニタリングに関する検討会
- 原子力事業者防災訓練報告会
- 原子力規制委員会政策評価懇談会
- 原子力規制委員会平成25年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

原子力規制委員会設置法により、原子力規制委員会に、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会及び独立行政法人評価委員会を置くこととされている。また、個別の原子力安全規制等については、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等から構成される検討会合等を立ち上げ、公開の場で議論を行った。審議会委員、外部有識者等の選定に当たっては、中立性・公平性を担保するため、必要に応じてその要件等を定めた。

(記載のないものは、平成 26 年 3 月末時点)

1. 原子炉安全専門審査会

平成 26 年 2 月 5 日の委員会にて、調査審議事項、審査委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等及び審査委員の選定方法を決定した。当該決定を踏まえ、平成 26 年 4 月 16 日の委員会において審査委員の任命について決定し、5 月 12 日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 1 回合同審査会を開催した。

原子炉安全専門審査会委員	岡本 満喜子	国立大学法人長岡技術科学大学大学院技術経営研究科准教授
	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	代谷 誠治	国立大学法人京都大学名誉教授
	関村 直人	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	中川 聡子	東京都市大学工学部教授
	中島 健	国立大学法人京都大学原子炉実験所教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授
	米岡 優子	ロイドレジスタークオリティアシユアランスリミテッドテクニカルオペレーションマネジャー

平成 26 年 4 月決定

2. 核燃料安全専門審査会

平成26年2月5日の委員会にて、調査審議事項、審査委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等及び審査委員の選定方法を決定した。当該決定を踏まえ、平成26年4月16日の委員会において審査委員の任命について決定し、5月12日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第1回合同審査会を開催した。

核燃料安全専門審査会委員	浅沼 徳子	東海大学工学部准教授
	大江 俊昭	東海大学工学部教授
	岡本 満喜子	国立大学法人長岡技術科学大学大学院技術経営研究科准教授
	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	田中 知	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	森山 裕丈	国立大学法人京都大学原子炉実験所所長
	山中 伸介	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科教授
米岡 優子	ロイドレジスタークオリティアシユアランスリミテッドテクニカルオペレーションマネジャー	

平成26年4月決定

3. 放射線審議会

平成26年3月13日の原子力規制委員会において、放射線審議会委員の任命について決定し、4月4日に第127回総会を開催した。

放射線審議会委員	上叢 義朋	(独) 理化学研究所仁科加速器研究センター安全業務室長
	神谷 研二	広島大学副学長(復興支援・被ばく医療担当)、福島県立医科大学副学長
	神田 玲子	(独) 放射線医学総合研究所放射線防護研究センター規制科学研究プログラムサブリーダー
	杉村 和朗	神戸大学大学院医学研究科教授、同学長補佐(先端医療担当)
	富樫 かおり	京都大学大学院医学研究科教授
	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所准教授
	二ツ川 章二	(公社) 日本アイソトープ協会専任理事
	山口 泰弘	(独) 日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所副所長

平成26年3月決定

4. 独立行政法人評価委員会

原子力規制委員会が平成 25 年度に所管した独立行政法人（原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所の一部業務、日本原子力研究開発機構の一部業務）について業務実績に関する評価等を行うため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）等に基づき、外部有識者から成る原子力規制委員会独立行政法人評価委員会並びに原子力安全基盤機構部会、放射線医学総合研究所部会及び日本原子力研究開発機構部会を設置し、審議を行った。なお、本評価委員会及び関連部会は、平成 26 年 3 月 1 日の原子力安全基盤機構統合に伴い廃止された。

独立行政法人評価委員会

委員	今村 恵子	聖マリアンナ医科大学医学部客員教授
	遠藤 怜 (座長)	(株) ジャムコ顧問
	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員
	東嶋 和子	科学ジャーナリスト
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	越塚 誠一	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	阿部 正文	福島県立医科大学理事・副学長
	平井 昭司	東京都市大学名誉教授
	吉井 博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授

平成 26 年 2 月末時点

原子力安全基盤機構部会

委員	遠藤 怜 (座長)	(株) ジャムコ顧問
	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員
	東嶋 和子	科学ジャーナリスト
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
臨時委員	吉井 博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授

平成 26 年 2 月末時点

放射線医学総合研究所部会

委員	今村 恵子 (座長)	聖マリアンナ医科大学医学部客員教授
臨時委員	阿部 正文	福島県立医科大学理事・副学長
	平井 昭司	東京都市大学名誉教授

平成 26 年 2 月末時点

日本原子力研究開発機構部会

委員	越塚 誠一 (座長)	東京大学大学院工学系研究科教授
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授

平成 26 年 2 月末時点

5. 発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム

平成 24 年 10 月 25 日より、原子炉等規制法の改正における重大事故対策等に関する発電用原子炉の規制基準案等の検討を行った。検討チームは平成 24 年度末までに 20 回、平成 25 年度に 3 回開催し、発電用軽水型原子炉施設の新規制基準案及び評価ガイド案の策定を行った。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	阿部 豊	筑波大学大学院教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	杉山 智之	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター燃料安全研究グループ研究主幹
	山口 彰	大阪大学大学院工学研究科教授
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	渡邊 憲夫	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	櫻田 道夫	審議官
	山本 哲也	審議官
	山田 知穂	技術基盤課長
	山形 浩史	重大事故対策基準統括調整官
原子力安全基盤機構	阿部 清治	技術参与
	梶本 光廣	原子力システム安全部次長
	平野 雅司	総括参事
	舟山 京子	原子力システム安全部放射線・水化学グループリーダー

平成 25 年 6 月末時点

6. 発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム

平成24年11月20日より、原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化等の措置について検討を行い、また、事業者からのヒアリング等も実施した。検討チームは平成24年度末までに5回、平成25年度に7回開催し、制度設計案の策定を行った。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	飯塚 悦功	東京大学大学院工学系研究科上席研究員
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	越塚 誠一	東京大学大学院工学系研究科教授
	杉本 純	京都大学大学院工学研究科教授
	山口 恭弘	(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所放射線管理部部長
	米岡 優子	ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッドテクニカルオペレーションマネージャー
	渡邊 憲夫	(独)日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席
原子力規制庁	山本 哲也	審議官
	山田 知穂	技術基盤課長
	小川 明彦	安全規制調整官
	浦野 宗一	安全規制調整官
原子力安全基盤機構	平野 雅司	総括参事
	新田見 実雄	技術参与
	木口 高志	技術参与

平成25年10月末時点

7. 発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規制基準に関する検討チーム

平成 24 年 11 月 19 日より、原子炉等規制法の改正における発電用原子炉の規制に関して、地震及び津波に対する新規制基準等に係る検討を行った。検討チームは平成 24 年度末までに 10 回、平成 25 年度に 3 回開催し、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規制基準案及び評価ガイド案の策定を行った。

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	釜江 克宏	京都大学原子炉実験所附属安全原子力システム研究センター教授
	高田 毅士	東京大学大学院工学系研究科教授
	谷 和夫	(独) 防災科学技術研究所減災実験研究領域兵庫耐震工学研究センター研究員
	谷岡 勇市郎	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
	平石 哲也	京都大学大学院防災研究所附属流域災害研究センター教授
	和田 章	東京工業大学名誉教授
	鈴木 康弘	名古屋大学減災連携研究センター教授
	高橋 重雄	(独) 港湾技術研究所理事長
	徳山 英一	高知大学海洋コア総合研究センターセンター長
	中井 正一	千葉大学大学院工学研究科教授
	藤原 広行	(独) 防災科学技術研究所社会防災システム研究領域領域長
原子力規制庁	櫻田 道夫	審議官
原子力安全基盤機構	高松 直丘	耐震安全部次長

平成 25 年 6 月末時点

8. 核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム

平成25年4月15日より、核燃料加工施設、使用済燃料貯蔵施設、使用済燃料再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質使用施設に係る技術基準等に関する検討を行った。検討チームは20回開催し、核燃料施設等の新規制基準案及び評価ガイド案の策定を行った。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大江 俊昭	東海大学原子力工学科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	越塚 誠一	東京大学大学院工学系研究科教授
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	大村 哲臣	審議官
	信濃 正範	技術基盤課原子力安全基準統括調整官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）
	小原 薫	技術基盤課原子力安全基準統括調整官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）
	中矢 隆夫	研究炉・使用施設規制企画官
	黒村 晋三	安全規制調整官（試験炉・使用・加工担当）
	西村 正美	安全規制調整官（再処理・加工担当）
	島根 義幸	安全規制調整官（廃棄物管理・廃止措置担当）
	武山 松次	企画調査官（廃棄物埋設・貯蔵・輸送担当）
原子力安全基盤機構	阿部 清治	技術参与
	加藤 正美	核燃料廃棄物安全部長
	松本 史朗	技術顧問
日本原子力研究開発機構 安全研究センター	内山 軍藏	サイクル施設等安全研究ユニット長
	前田 敏克	廃棄物安全研究グループ研究主幹
	吉田 一雄	リスク評価・防災研究グループ研究主幹

平成 25 年 10 月末時点

9. 新規制基準適合性に係る審査会合

平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子力発電所に係る新規制基準及び 12 月 18 日に施行された核燃料施設等に係る新規制基準について、事業者から提出された原子炉設置許可変更申請等に対する審査に当たった。審査は、島崎委員（地震・津波関連）及び更田委員（プラント関連）に加え、原子力規制庁において検討チームを編成し、原子力発電所については 100 回、核燃料施設等については 12 回の審査を行った。

原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制部長
	山本 哲也	審議官
	山田 知穂	技術基盤課長
	山形 浩史	安全規制管理官（BWR 担当）
	市村 知也	安全規制管理官（PWR 担当）
	小林 勝	安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）
	小野 祐二	安全規制調整官
	浦野 宗一	安全規制調整官
	宮本 久	安全規制調整官
	森田 深	安全規制調整官

核燃料施設等の新規制基準に係る適合性審査

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	大村 哲臣	審議官
	石井 康彦	安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）
	小林 勝	安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）
	小川 明彦	安全規制調整官
	森田 深	安全規制調整官

10. 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

大飯発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、島崎委員及び外部有識者から成る有識者会合により、平成24年度末までに3回の評価会合と2回の現地調査、平成25年度に4回の評価会合、現地調査及びピア・レビュー会合を行い、評価書を取りまとめた。

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	岡田 篤正	立命館大学グローバル・イノベーション研究機構 (歴史都市防災研究センター) 教授
	重松 紀生	(独)産業技術総合研究所活断層・地震研究センター 地震素過程研究チーム主任研究員
	廣内 大助	信州大学教育学部准教授
	渡辺 満久	東洋大学社会学部教授

平成25年12月末時点

11. 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

敦賀発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、島崎委員及び外部有識者から成る有識者会合により、平成24年度に現地調査と3回の評価会合及びピア・レビュー会合を、平成25年度に2度の評価会合及び事業者の追加調査に基づく現地調査等を実施した。

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	鈴木 康弘	名古屋大学減災連携研究センター教授
	堤 浩之	京都大学大学院理学研究科准教授
	藤本 光一郎	東京学芸大学教育学部准教授
	宮内 崇裕	千葉大学大学院理学研究科教授

12. 東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

東北東通原子力発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、島崎委員及び外部有識者から成る有識者会合により、平成24年度に3回の評価会合及び現地調査を、平成25年度に5回の評価会合及び3回の現地調査を行った。

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	栗田 泰夫	(独)産業技術総合研究所活断層・地震研究センター主任研究員
	金田 平太郎	千葉大学大学院理学研究科准教授
	熊木 洋太	専修大学文学部教授
	佐藤 比呂志	東京大学地震研究所教授

13. 志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

志賀原子力発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、島崎委員及び外部有識者から成る有識者会合を立ち上げ、現地調査及び評価会合を行った。

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	重松 紀生	(独)産業技術総合研究所活断層・地震研究センター地震素過程研究チーム主任研究員
	廣内 大助	信州大学教育学部教授
	藤本 光一郎	東京学芸大学教育学部准教授
	吉岡 敏和	(独)産業技術総合研究所活断層・地震研究センター活断層評価研究チーム長

14. 美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

美浜原子力発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、島崎委員及び外部有識者から成る有識者会合を立ち上げ、現地調査及び評価会合を行った。

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	大谷 具幸	岐阜大学工学部社会基礎工学科准教授
	竹内 章	富山大学大学院理工学研究部教授
	水野 清秀	(独)産業技術総合研究所地質情報研究部門平野地質研究グループグループリーダー
	宮内 崇裕	千葉大学大学院理学研究科教授

15. 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

高速増殖原型炉もんじゅの敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、島崎及び外部有識者から成る有識者会合を立ち上げ、現地調査及び会合を行った。

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	大谷 具幸	岐阜大学工学部社会基礎工学科准教授
	竹内 章	富山大学大学院理工学研究部教授
	堤 浩之	京都大学大学院理学研究科地球物理学教室准教授
	水野 清秀	(独)産業技術総合研究所地質情報研究部門平野地質研究グループグループリーダー

16. 特定原子力施設監視・評価検討会

東京電力福島第一原子力発電所について、特定原子力施設に係る実施計画、東京電力福島第一発電所におけるリスク評価、1～4号機原子炉建屋の耐震性に関する全体的な考え方等について検討・評価を行った。検討会は、更田委員、外部有識者等により、平成24年度に7回、25年度に12回実施した。

また、特に東京電力福島第一原子力発電所の湾岸付近の地下水の汚染や海への流出に関する技術的な論点を議論するため、更田委員及び専門家等から成るワーキンググループを8月に立ち上げ、12回の審議を行った。

特定原子力施設監視・評価検討会

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	阿部 弘亨	東北大学金属材料研究所教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大津留 晶	福島県立医科大学教授
	橘高 義典	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	高木 郁二	京都大学大学院工学研究科教授
	角山 茂章	会津大学理事長、学長
	林 康裕	京都大学大学院工学研究科教授
	東 之弘	いわき明星大学科学技術学部教授
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	渡邊 明	福島大学大学院共生システム理工学研究科教授
原子力規制庁	平野 雅司	技術総括審議官
	山本 哲也	審議官
	佐藤 暁	東京電力福島第一原子力発電所事故対策統括調整官
	金城 慎司	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

汚染水対策検討ワーキンググループ

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	中山 真一	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター副センター長
	安原 正也	(独) 産業技術総合研究所地質調査総合センター主任研究員
原子力規制庁	黒木 慶英	放射線防護対策部長 (併: 監視情報課長)
	山本 哲也	審議官
	金城 慎司	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	山田 憲和	首席技術研究調査官 (廃棄物処分・廃棄・廃止措置担当)

17. 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会

国会や政府等においてまとめられた事故調査報告書において検証等が必要とされている事項や、事故及びその後の対応によって受けた影響分析が必要と考えられる事項等について技術的な側面から検討を実施するため、更田委員及び外部有識者等による検討会を立ち上げ、現地調査と5回の審議を行った。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	橘高 義典	首都大学東京大学院教授
	久木田 豊	名古屋大学名誉教授
	高木 郁二	京都大学大学院教授
	高田 毅士	東京大学大学院教授
	奈良林 直	北海道大学大学院教授
日本原子力研究開発機構安全研究センター	与能本 泰介	研究主席
	丸山 結	リスク評価・防災研究グループ グループリーダー
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	平野 雅司	技術総括審議官
	山本 哲也	審議官
	山形 浩史	安全規制管理官 (BWR 担当)
	小林 正英	安全技術管理官 (システム安全担当)
	阿部 清治	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当) 付技術参与

18. 大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合

大飯発電所3・4号機について、新規規制基準案を踏まえ、現状の評価を行うため、島崎委員及び更田委員、原子力規制庁による評価会合を実施した。現地調査及び14回の評価会合を経て、6月に現状評価案をとりまとめた。

原子力規制委員会委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	櫻田 道夫	審議官
	山本 哲也	審議官
	大村 哲臣	審議官
	山田 知穂	技術基盤課長
	山形 浩史	安全規制管理官（BWR 担当）
	市村 知也	安全規制管理官（PWR・新型炉担当）
	小林 勝	安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）
	小野 祐二	安全規制調整官

平成 25 年 7 月末時点

19. 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

避難指示の解除に向けた放射線防護措置の具体化等について科学的・技術的な見地から検討を実施するため、中村委員及び外部有識者等から成る検討チームを設置して計 4 回の検討を行い、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方を取りまとめた。

原子力規制委員会委員	中村 佳代子	原子力規制委員会委員
外部有識者	明石 真言	（独）放射線医学総合研究所理事
	春日 文子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
	丹羽 太貫	福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター国際連携部門特命教授、京都大学名誉教授
	星 北斗	（公財）星総合病院理事長、福島県医師会常任理事
	森口 祐一	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
原子力規制庁	森本 英香	次長
	黒木 慶英	放射線防護対策部長（併：監視情報課長）
	角田 英之	放射線対策・保障措置課長
	石川 直子	放射線対策・保障措置課企画官

20. 核セキュリティに関する検討会

我が国の核セキュリティの強化を着実に推し進めるとともに、核セキュリティに関する国際貢献にも取り組むため、大島委員及び外部有識者等から成る検討会を設置し、検討を行った。特に、輸送や個人の信頼性確認制度については、具体的な防護措置情報の状況等の不開示情報を扱うことから、非公開のワーキンググループを設置して議論を行った。

核セキュリティに関する検討会

原子力規制委員会委員	大島 賢三	原子力規制委員会委員
外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会第1研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所主任研究官
	今井 秀政	(株) 日本海洋科学顧問
	岩橋 修	(公財) 警察協会専務理事
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所海洋リスク評価系長
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	(公財) 核物質管理センター理事長
	米原 英典	(独) 放射線医学総合研究所放射線防護研究センター規制科学研究プログラムリーダー (平成26年1月末まで参加)
原子力規制庁	黒木 慶英	放射線防護対策部長
	森下 泰	原子力防災政策課長
	杉本 伸正	原子力防災政策課核セキュリティ・核物質防護室長

輸送における核セキュリティに関するワーキンググループ

外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会第1研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所主任研究官
	今井 秀政	(株) 日本海洋科学顧問
	岩橋 修	(公財) 警察協会専務理事
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所海洋リスク評価系長
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	(公財) 核物質管理センター理事長
	米原 英典	(独) 放射線医学総合研究所放射線防護研究センター規制科学研究プログラムリーダー (平成26年1月末まで参加)
原子力規制庁	黒木 慶英	放射線防護対策部長
	森下 泰	原子力防災政策課長
	杉本 伸正	原子力防災政策課核セキュリティ・核物質防護室長

個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループ

外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会第1研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所主任研究官
	今井 秀政	(株) 日本海洋科学顧問
	岩橋 修	(公財) 警察協会専務理事
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所海洋リスク評価系長
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	(公財) 核物質管理センター理事長
	米原 英典	(独) 放射線医学総合研究所放射線防護研究センター規制科学研究プログラムリーダー (平成26年1月末まで参加)
原子力規制庁	黒木 慶英	放射線防護対策部長
	森下 泰	原子力防災政策課長
	杉本 伸正	原子力防災政策課核セキュリティ・核物質防護室長

21. 技術情報検討会

原子力安全に関する情報を収集・評価し、適時に規制に反映させることを目的として、1～2か月に1回程度の頻度で更田委員を中心に技術情報検討会を開催しており、平成25年度は6回開催した。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	平野 雅司	技術総括審議官
	竹内 大二	原子力安全技術総括官
	櫻田 道夫	原子力規制部長
	山本 哲也	審議官
	大村 哲臣	審議官
	青木 昌浩	国際課長
	山田 知穂	技術基盤課長
	佐藤 暁	原子力規制企画課長
	山形 浩史	安全規制管理官 (BWR 担当)
	市村 知也	安全規制管理官 (PWR 担当)
	澤田 敦夫	安全規制管理官 (発電炉検査担当)
	黒村 晋三	安全規制管理官 (新型炉・試験研究炉・廃止措置担当)
	石井 康彦	安全規制管理官 (再処理・加工・使用担当)
	小原 薫	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)
小林 勝	安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当)	
志間 正和	原子力防災政策課事故対処室長	
日本原子力研究開発機構	渡邊 憲夫	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター規制情報分析室長

22. 設計・建設規格及び材料規格の技術評価に関する検討チーム

原子力規制委員会として技術評価の実施に係る計画を策定し、民間規格の技術評価を実施するため、更田委員及び外部専門家等から成る検討チームを編成し、3回の会合を行った。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部専門家	荒居 善雄	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	鈴木 雅秀	長岡技術科学大学大学院工学研究科教授
	高木 敏行	東北大学流体科学研究所教授
	辻 裕一	東京電機大学工学部機械工学科教授
	古川 敬	(一財) 発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター副所長 兼 研究グループ長
原子力規制庁	竹内 大二	原子力安全技術総括官
	山田 知穂	技術基盤課長
	神谷 孝司	技術基盤課企画官
	増原 康博	技術基盤課企画官
	林田 均	技術基盤課原子力規制専門職
	菊池 正明	技術基盤課主任技術研究調査官
	高倉 賢一	技術基盤課主任技術研究調査官
船田 立夫	技術基盤課技術参与	
日本原子力研究開発機構	西山 裕孝	安全研究センター軽水炉長期化対応研究ユニット材料・水化学研究グループリーダー

23. 海洋モニタリングに関する検討会

実施している海洋モニタリング結果の確認及び手法の評価、海洋生物中の放射性物質の調査手法等について検討するため、中村委員及び外部有識者等から成る検討会を立ち上げ、4回の会合を行った。

原子力規制委員会委員	中村 佳代子	原子力規制委員会委員
外部有識者	青山 道夫	気象庁気象研究所海洋・地球科学研究部第三研究室主任研究官
	乙坂 重嘉	(独) 日本原子力研究開発機構環境・放射線・科学ユニット環境動態研究グループ研究副主幹
	久松 俊一	(公財) 環境科学技術研究所環境影響研究部長
	堀口 敏広	(独) 国立環境研究所環境リスク研究センター生態系影響評価研究室長
	森田 貴己	(独) 水産総合研究センター研究推進部研究開発コーディネーター
原子力規制庁	黒木 慶英	放射線防護対策部長 (併：監視情報課長)
	上杉 正樹	監視情報課技術参与
	福井 俊英	監視情報課企画官
	金城 慎司	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

24. 原子力事業者防災訓練報告会

各原子力事業者が行っているサイト内の防災訓練について、相互にチェックをし、改善につなげることを目指し、更田委員を中心として3回の報告会を行った。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	大村 哲臣	審議官
	信濃 正範	安全規制管理官（試験炉・再処理・加工・使用担当）
	志間 正和	原子力防災課事故対処室長
原子力安全基盤機構	梶本 光廣	原子力システム安全部次長
	赤堀 猛	検査評価部検査指導・監督グループ調査役

平成 25 年 12 月末時点

25. 原子力規制委員会政策評価懇談会

原子力規制委員会が行う政策評価（事後評価）の実施に当たり、外部有識者より意見を聴取する懇談会を2回開催した。

外部有識者	飯塚 悦功	東京大学大学院工学系研究科上席研究員
	城山 英明	東京大学政策ビジョン研究センター長、法学政治学研究科教授
	鈴木 基之 (座長)	東京大学名誉教授、東京工業大学監事
	田尾 健二郎	前国家公安委員、元広島高等裁判所長官
	町 亞聖	フリージャーナリスト

26. 原子力規制委員会平成 25 年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

各府省が全ての事業を対象として執行の実態を明らかにし、外部の視点を活用しながら点検を行う行政事業レビューの一環として、一部の事業について外部有識者より事業の改善点の指摘や課題等について提案等を聴取する会合を、2回実施した。

外部有識者	浅羽 隆史	白鷗大学法学部教授
	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表
	田淵 雪子	行政経営コンサルタント

第4節 主な原子力施設の状況

主な原子力施設の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの状況は、表26のとおりである。

表26 主な原子力施設別の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

北海道電力株式会社 泊発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設 定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1号機	平成23年 4月22日～（実施中）	
	第2号機	平成23年 8月26日～（実施中）	
	第3号機	平成24年 5月5日～（実施中）	
	安全確保上重要な行為の保安検査（第2号機）		
		平成25年 5月9日～5月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 5月13日～5月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年 5月27日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成26年 2月24日～3月7日	検査結果取りまとめ中。	

東北電力株式会社 東通原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設 定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1号機	平成23年 2月6日～（実施中）	
	第1回	平成25年 6月10日～6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査（第1号機）		
		平成25年 9月26日～10月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 10月11日～11月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 2月17日～2月28日	検査結果取りまとめ中。
その他	平成24年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。		

東北電力株式会社 女川原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 9月10日～(実施中)
	第2号機	平成22年 11月 6日～(実施中)
	第3号機	平成23年 9月10日～(実施中)
保安検査	第1回	平成25年 6月 3日～6月14日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月 2日～9月13日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)	
		平成25年 9月17日～9月24日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 12月 2日～12月13日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)	
		平成26年 2月13日～3月18日 検査結果取りまとめ中。
第4回	平成26年 3月 3日～3月14日 検査結果取りまとめ中。	

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。電気事業法に基づき、第1号機～第4号機は平成24年4月19日付、第5号機及び第6号機は平成26年1月31日付で廃止。平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定。同12月7日に「実施計画」を受領。平成25年8月14日に「特定原子力施設に係る実施計画」を認可。

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査 保安検査	第5号機	平成23年 1月 3日～(実施中)
	第6号機	平成22年 8月 14日～(実施中)
	第1回	平成25年 6月 5日～6月18日 安全上、特段留意すべき事項なし。
実施計画 に定める 保安のため の措置 の実施状 況の検査	第1回	平成25年 9月 4日～9月27日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	保安のための措置上必要と認める保安検査(第4号機)	
		平成25年 11月 13日～(実施中) 検査実施中。
	第2回	平成25年 12月 9日～12月20日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 3月 3日～3月14日 検査結果取りまとめ中。

事故・
事象等

- 平成25年8月19日、汚染水貯留タンクの周辺にある堰の排水弁から堰内に溜まった水が堰外へ流出していることが発見され、平成25年8月20日、H4タンクエリアのNo.5タンクの水位が低下していることが確認された。事業者は当該タンクから汚染水が約300m³漏えいしたと推定している。平成25年12月6日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、現在、原子力規制庁は当該報告について評価中。
- 平成25年10月2日、B南エリアタンク(A5)の天板付近よりRO処理水(タービン建屋の滞留水からセシウム及び塩分を除去処理後の水)が堰内に漏えいし、漏えい水の一部が、当該タンクの点検用足場を経由して、堰外へも漏えいした。事業者は堰外へRO処理水が約430L漏えいしたと推定している。平成25年12月6日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、原子力規制庁は当該報告について評価中。
- 平成25年10月9日、淡水化装置(RO-3)の工事を行っていた作業員が誤って配管の継手部を外したため、汚染水が当該配管の継手部から漏えいした。事業者は、汚染水の堰外への漏えいはないことを確認し、汚染水が約11m³堰内に漏えいしたと推定している。また、当該工事に従事していた作業員6名の首から下の部位に身体汚染が確認された。平成25年12月6日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、現在、原子力規制庁は当該報告について評価中。
- 平成26年2月6日、淡水化装置処理水の原子炉注水設備への移送配管に設けられているストレーナの圧力指示計からRO処理水(タービン建屋の滞留水からセシウム及び塩分を除去処理後の水)が漏えいした。事業者はRO処理水が約600L漏えいしたと推定している。現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。
- 平成26年2月20日、H6タンクエリアのRO濃縮水貯留(C1タンク)上部天板部からRO濃縮水(タービン建屋の滞留水からセシウム除去処理した後の水を淡水化処理した際に、逆浸透膜を通過できず淡水化できなかった水)がタンクエリア堰内に滴下する一方、天板に溜まった雨水を排水する雨どいを通じて堰外に漏えいした。事業者はRO濃縮水が約100m³堰外に漏えいしたと推定している。現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。

東京電力株式会社 福島第二原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	第1～4号機については、東日本大震災の影響により検査実施が困難な状況にあるため、検査開始時期が「未定」となっている（法に基づく定期検査実施時期変更承認済）。	
	第2号機		
	第3号機		
	第4号機		
保安検査	第1回	平成25年 6月 3日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月 9日～9月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～12月 6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 2月17日～2月28日	検査結果取りまとめ中。

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成23年 8月 6日～（実施中）	第2～4号機は、平成19年新潟県中越沖地震による影響に対する健全性評価が実施されている。
	第2号機	平成19年 2月19日～（実施中）	
	第3号機	平成19年 9月19日～（実施中）	
	第4号機	平成20年 2月11日～（実施中）	
	第5号機	平成24年 1月25日～（実施中）	
	第6号機	平成24年 3月26日～（実施中）	
	第7号機	平成23年 8月23日～（実施中）	
保安検査	安全上重要な行為の保安検査（第6号機）		安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 3月29日～4月16日	
	安全上重要な行為の保安検査（第5号機）		安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 4月 9日～4月30日	
	安全上重要な行為の保安検査（第3号機）		安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 4月16日～5月31日	
	安全上重要な行為の保安検査（第1号機）		安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 5月10日～5月29日	
	安全上重要な行為の保安検査（第7号機）		安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 5月16日～5月28日	
	第1回	平成25年 6月 3日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 8月30日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
安全上重要な行為の保安検査（第6号機）		安全上、特段留意すべき事項なし。	
	平成25年 11月 6日～11月18日		
第3回	平成25年 11月25日～12月 6日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第4回	平成26年 2月24日～3月 7日	検査結果取りまとめ中。	

事故・事象等
平成24年10月16日に第5号機において、燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がり確認され、その後の詳細調査において一部の燃料棒が他の燃料棒に接触していることが確認された。またその後の調査で、第2号機においてウォータ・ロッドの曲がり確認され、第1号機においても、ウォータ・ロッドの曲がり及び一部の燃料棒が他の燃料棒に接触していることが確認された。平成25年7月2日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成26年2月26日、原子力規制委員会にて評価を実施した。

日本原子力発電株式会社 東海発電所			
廃止措置中（原子炉領域以外の撤去中）			
保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1回	平成 25 年 5 月 20 日 ~ 5 月 24 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成 25 年 8 月 5 日 ~ 8 月 9 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成 25 年 11 月 11 日 ~ 11 月 15 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成 26 年 3 月 3 日 ~ 3 月 7 日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設 定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
		平成 23 年 5 月 21 日 ~ (実施中)	
	第1回	平成 25 年 6 月 3 日 ~ 6 月 14 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成 25 年 8 月 26 日 ~ 9 月 6 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成 25 年 11 月 26 日 ~ 12 月 9 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成 26 年 2 月 10 日 ~ 2 月 21 日	検査結果取りまとめ中。	

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

第 1、2 号機については、廃止措置中（解体工事準備期間中）。対象期間において、第 3～5 号機は停止中。

（第 1、2 号機（廃止措置中））

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第 1 号機	廃止措置計画の認可を受けているため対象外	
	第 2 号機	平成 26 年 3 月 7 日～（実施中）	
	第 1 回	平成 25 年 6 月 3 日、 6 月 11 日、 6 月 14 日、 6 月 17 日～ 6 月 19 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 25 年 8 月 26 日、 9 月 3 日、 9 月 5 日、 9 月 9 日～ 9 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 25 年 11 月 27 日、 12 月 3 日、 12 月 5 日、 12 月 11 日～ 12 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第 4 回	平成 26 年 2 月 24 日、 2 月 25 日、 2 月 27 日、 2 月 28 日、 3 月 5 日～ 3 月 7 日、 3 月 10 日～ 3 月 12 日	検査結果取りまとめ中。	

（第 3～5 号機）

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第 3 号機	平成 22 年 11 月 29 日～（実施中）	
	第 4 号機	平成 24 年 1 月 25 日～（実施中）	
	第 5 号機	平成 24 年 3 月 22 日～（実施中）	
	第 1 回	平成 25 年 6 月 3 日～ 6 月 14 日 6 月 19 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 25 年 8 月 26 日～ 9 月 6 日 9 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 25 年 11 月 27 日～12 月 11 日 12 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 26 年 2 月 24 日～ 3 月 7 日 3 月 12 日	検査結果取りまとめ中。

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査 保安検査	第1号機	平成23年10月8日～(実施中)	
	第2号機	平成23年3月11日～(実施中)	
	第1回	平成25年6月3日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成25年8月30日～9月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成25年11月1日～11月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年12月2日～12月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成26年2月20日～3月7日	検査結果取りまとめ中。
	安全上重要な行為の保安検査(第2号機)		
	平成26年2月21日～2月28日	検査結果取りまとめ中。	
第4回	平成26年3月3日～3月14日	検査結果取りまとめ中。	

その他 平成26年2月から敷地内破砕帯調査を実施中。

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査 保安検査	第1号機	平成23年1月26日～(実施中)	
	第2号機	平成23年8月29日～(実施中)	
	第1回	平成25年5月27日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年12月2日～12月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年3月3日～3月14日	検査結果取りまとめ中。

その他 平成24年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。

関西電力株式会社 美浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年11月24日～(実施中)	
	第2号機	平成23年12月18日～(実施中)	
	第3号機	平成23年5月14日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成25年5月27日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年8月26日～9月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年3月3日～3月14日	検査結果取りまとめ中。

その他 平成25年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。

関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、第1、2号機は停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成22年12月10日～(実施中)		
	第2号機	平成23年12月16日～(実施中)		
	第3号機	平成25年9月2日～(実施中)		
	第4号機	平成25年9月15日～(実施中)		
保安検査	第1回	平成25年5月27日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第2回	平成25年8月26日～9月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為の保安検査(第3号機)			
		平成25年8月30日～9月9日	運転上の制限の逸脱が発生。	
		9月4日～9月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		9月6日～9月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為の保安検査(第4号機)			
		平成25年9月12日～9月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		9月18日～9月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		9月24日～9月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第3回	平成25年11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
第4回	平成26年3月3日～3月14日	検査結果取りまとめ中。		

その他

- 平成25年9月2日に第3号機において運転上の制限の逸脱が発生、同日中に復帰(安全確保上重要な行為の保安検査で確認)。
- 敷地内破砕帯調査の結果、平成26年2月に安全上重要な施設の直下を通る破砕帯について、「将来活動する可能性のある断層等」ではないと評価。

関西電力株式会社 高浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 1月10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 11月25日～(実施中)	
	第3号機	平成24年 2月20日～(実施中)	
	第4号機	平成23年 7月21日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成25年 5月27日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 3月3日～3月14日	検査結果取りまとめ中。

中国電力株式会社 島根原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年 11月8日～(実施中)	
	第2号機	平成24年 1月27日～(実施中)	
使用前 検査	第3号機	建設段階における使用前検査実施中	原子力発電工作物の保安に関する省令第17条の表中三の工事の工程まで実施済み。
保安検査	第1回	平成25年 6月7日～6月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		安全上重要な行為の保安検査(第2号機)	
		平成25年 6月13日～6月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 8月29日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 12月2日～12月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 3月3日～3月14日	検査結果取りまとめ中。

四国電力株式会社 伊方発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 9月 4日～(実施中)	
	第2号機	平成24年 1月 13日～(実施中)	
	第3号機	平成23年 4月 29日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成25年 6月 3日～6月 14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上	重要な行為の保安検査(第3号機)	
		平成25年 3月 29日～4月 8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 4月 8日～4月 16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年 6月 3日～6月 14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月 9日～9月 24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 12月 2日～12月 13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 3月 3日～3月 14日	検査結果取りまとめ中。

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 12月 1日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 1月 29日～(実施中)	
	第3号機	平成22年 12月 11日～(実施中)	
	第4号機	平成23年 12月 25日～(実施中)	
保安検査	安全確保上	重要な行為の保安検査(第1号機)	
		平成25年 4月 3日～4月 9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 4月 9日～4月 15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上	重要な行為の保安検査(第2号機)	
		平成25年 4月 16日～4月 22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 4月 22日～4月 26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年 6月 3日～6月 14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月 2日～9月 13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月 29日～12月 13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 2月 25日～3月 7日	検査結果取りまとめ中。

九州電力株式会社 川内原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査 保安検査	第1号機	平成23年 5月10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 9月1日～(実施中)	
	第1回	平成25年 6月10日～6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 2月24日～3月7日	検査結果取りまとめ中。

独立行政法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ			
対象期間において、原子炉が停止中			
		実施期間	結果 / 特記事項
使用前検査		建設段階における使用前検査(性能検査) 中断中	
保安検査	第1回	平成25年 6月3日～6月21日	平成24年第3回及び第4回保安検査に続き、保安措置義務違反及び保安規定違反を確認。
	第2回	平成25年 9月2日～9月20日	保安措置義務違反及び保安規定違反を確認。
	第3回	平成25年 12月2日～12月20日	監視事項を確認。
	第4回	平成26年 3月10日～3月28日	検査結果取りまとめ中。
その他	平成25年10月から敷地内破砕帯追加調査を実施中。		

独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センターふげん			
廃止措置中(使用済燃料搬出期間中)			
施設		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査 保安検査		平成25年 9月1日～ 平成26年1月20日	検査結果：良
	第1回	平成25年 6月10日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月17日～9月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～11月29日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 2月24日～2月28日	検査結果取りまとめ中。

※原子炉等規制法に基づき、保安検査は、年4回行うこととされている。
例えば、表中の「第3回」は、平成25年度第3回目の保安検査であることを示す。